

「児童養護施設における“児童間性暴力対応プロトコル（多機関連携モデル）”策定に関する研究」

研究代表者

関西福祉科学大学社会福祉学部

教授 遠藤 洋二

共同研究者

神戸市こども家庭局若葉学園

社会福祉法人基督教児童福祉会 愛隣園

指導係長 永田 政之

養護課長 上江洲 肇

社会福祉法人国際福祉会 美さと児童園

社会福祉法人紺碧の会 ならさ

養護課長 糸満 英子

養護課長 砂川 忠寛

神戸市こども家庭局こども家庭センター

児童福祉司 篠原 拓弥

I 研究の背景・目的・枠組み

（関西福祉科学大学 遠藤 洋二）

1. 児童養護施設における暴力

児童養護施設における暴力は、①職員から児童へ、②児童から職員へ、③児童から児童へ、の3種に大別される。

職員から児童への暴力として、象徴的な事件のひとつが「恩寵園事件」である。1996年に入所児童の無断外出から端を発した「恩寵園事件」は、結果として、園長が傷害罪で懲役8ヵ月（執行猶予付き判決）、園長2名の指導員が強姦及び強制わいせつにより懲役4年の実刑となった。恩寵園では、「男子の性器を鋏で傷つける」、「幼児を洗濯機に入れ回す」、「高校生女子を下着1枚にして立たせる」といった虐待行為が日常的に行われていた

という。「恩寵園事件」に象徴されるように、これまで児童養護施設内の暴力は、「職員から児童への体罰・虐待」を中心に語られており、児童養護施設に限らず、分野を問わず福祉施設内の虐待事件は後を絶たない。

「恩寵園事件を受けて、2009年4月に施行された児童福祉法改正の7節に『施設内虐待の防止、児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける』が盛り込まれた」（森川：2013）ことにより、国の政策レベルにおいて、施設職員から入所児童への暴力等については、一定の対策が講じられたと言えよう。

一方、児童から職員へ、あるいは児童間の暴力等は、関係者の中では深刻な問題とされてきたが、

メディア等で大きく取り上げられることはなく、国や自治体においても児童間暴力に対する直接的施策もほとんどなされてこなかった。

1983年4月、当時19歳であった少年が女子学生（19歳）の住居に強姦目的で侵入し、絞殺するといった事件が発生した。少年の母親が妊娠中に服役していたため、刑務所の中で出生し、乳児院・養護施設を経て、中学校卒業後、職を転々とする中での犯行であった。少年の公判の過程で養護施設内における凄惨な暴力が明らかにされ、関係者に大きな衝撃を与えた。「暴力が日常化した状況下で、上級生は下級生を、強い者は弱い者を暴力的に威圧するのは当然という風潮がまんえんしていた」（横川：1985）。少年が入所していた施設では、集団リンチとも言える身体的暴力に加え、支配する手段として性的行為の強要もあった。

高橋ら（2005）が行った全国の児童養護施設職員に対する調査においては、79.6%（N=989）の職員が「子ども同士の権利侵害について対応に苦慮した経験」を有しており、中でも、「性的加害にあたる子ども同士の権利侵害に関し、児童相談所・主管課との連携による対応が特に必要であると認識されている」とあるように、児童間の暴力、とりわけ性的暴力は、児童養護施設のみで対処することが難しい事案であるにとらえている。

また、酒井ら（2009）が兵庫県を対象に行った調査では、2007年の1年間に14か所の児童養護施設では、794件の施設内暴力が発生し、そのうち582件（73.3%）が児童間暴力であったとの結果が出されている。児童養護施設における3種の暴力を同じ土俵に論じることは適切とは思われないが、当該研究からは児童間暴力が他の2種の暴力に比べて突出していることがうかがわれる。

児童養護施設関係者からは、被虐待児童の中には、反応性愛着障害や広汎性発達障害などの課題をかかえる児童も少なからず存在し、施設や学校

において不適応行動を繰り返し、時として施設全体を巻き込み、適切な施設運営自体を危うくさせているとの声も聞かれる。「被虐待児童の増加」と「児童養護施設内の混乱」の因果関係は必ずしも明確ではないが、児童養護施設における「暴力」をはじめとした逸脱行動は無視できない状況にあることは明らかであろう。（坂井・稲垣・樋口・加藤：2009）

児童養護施設における児童間暴力は、児童の健全な成長発達を阻害し、放置すれば児童養護施設の存在意義をも脅かしかねない事態が生じる。前述のように、児童養護施設がその姿を大きく変換させようとする時期において、児童間暴力への適切な対処方法の確立は必要不可欠である。

バーター（Barter：2004）は、その著書「Peer Violence in Children's Residential Care」の中で、児童の暴力を「Physical violence」（身体的暴力）、「Physical non-contact violence」（非接触性身体的暴力）、「Sexual violence」（性的暴力）、「Verbal attacks and insults」（言葉の暴力及び侮辱）に分類している。

このような4種の暴力類型は独立したカテゴリーではなく、それぞれが錯綜し、しばしば同時に存在するものと考えられる。また、それぞれの暴力類型において、レベルの高低があり、身体的暴力（接触性）が非接触性身体的暴力に比べて、被害者のダメージが大きいとは必ずしも言えない。心理的虐待による「心的外傷後ストレス障害」（PTSD）に象徴されるように、言葉の暴力が高い頻度で長期間行われることで、身体的暴力以上の影響を与えることもある。

中でも深刻な問題は「性的暴力」であろう。海野・杉山（2009）は、「性的虐待を受けた児童は、性的トラウマの再現性により性化行動を取りやすく、『無意識のうちに性的な挑発を他者に向ける（再生的被害化傾向）』と『自分が受けた被害を他

者に向ける性化行動』により、被害者にも加害者にもなりやすい傾向がある」とし、さらには、「男児間性暴力に象徴されるような『性を介在した力の支配』も存在するなど、『児童養護施設は性的虐待のハイリスク集団』である」と指摘している。

海野・杉山は、「性を道具にした支配—被支配関係」を「施設型性的暴力」とし、児童養護施設特有のものとしているようであるが、それは必ずしも正鵠を得ていないのではないだろうか。

非行少年による集団リンチ事件では、しばしば性的行為によって相手を屈服させる。近年、尼崎市内で起こった成人女性が家出少年少女を自宅で生活させ、結果的に少年に対して性的暴力を加えた事件もしかりである。しかしながら、思春期以降の子どもたち、換言すれば、虐待体験の有無に関わらず性的存在である児童が集団で暮らす児童養護施設において、暴力が容易に性に結びつくことは自明のことであり、特に男子児童については、暴力的欲求と性的欲求は表裏一体であるとの認識は必要であろう。

また、児童養護施設内で性的暴力が発生した際の対処についても課題がある。

小木曾（2009）は、「被虐待児童と言われる児童が施設において、『不適応行動』を引き起こし、その結果として『措置変更』せざるをえない状況を呈している」と指摘し、さらに、具体的な事例として、吉野（2011）は、「性暴力が発覚したことで生活場所を変えることになる子ども」、「被害児童の回復を考え、（加害児童を）児童自立支援施設に措置変更したケースもありました」と、樋口（2011）は、「児童相談所は被害者保護の観点から（性暴力の加害児を）緊急一時保護しました」、「結局、元いた施設に戻ることはできず、措置変更となってしまう」など、「被虐待児童の増加→児童自身の不適応（性暴力をはじめとした暴力）→被害者保護→児童自立支援施設への措置変更」といった対応

の一端がうかがい知れる。

このように児童間性暴力に対しては、児童養護施設および児童相談所は有効な対策を講じることができないまま、措置変更という対症療法に頼らざるを得ないのが現状のようである。

ある地域で児童養護施設における児童間性暴力に関するセミナーを実施しようと考え、同地域の児童養護施設連盟に話を持ちかけたところ、「趣旨には賛同するが、児童養護施設でそのような事態が生じていることが地域の人々に知られると偏見の目で見られる可能性がある」と、「性暴力」といった言葉の使用に抵抗されたことがあった。

このことは正に、性の問題を取り上げることの困難さを示している。

児童養護施設においては、過去から現在まで、継続して児童間性暴力が存在している。杉山ら（2009）は、「性的虐待の既往を持つ子どもたちを核にして、年長者から年少者に性的加害がなされ、被害を受けた子どもが年長になると今度は年少の子に加害をするという施設内における性的虐待の連鎖が生じるようになった。その結果、（特に大舎制の）児童養護施設において、子ども一子ども間の性的虐待が存在していない施設はほとんどないという状況が起きている」と述べている。杉山らによれば、十分な人員配置がされていない状況で力による支配が施設文化となっており、それに加え、被虐待児童の増加によって、再生的被害化傾向を持つ児童が多数入所することで、持続的な性暴力の連鎖が特に大舎制の児童養護施設で存在しているとのことである。杉山らが主張する「被虐待児童と性暴力の相関」、「性暴力の要因としての大舎制」については疑問が残るところであるが、児童養護施設における「支配—被支配構造」、「暴力の連鎖」は他の多くの研究者が指摘しているように、性に限らず児童養護施設における暴力全般において重要なキーワードである。

しかしながら、児童養護施設の児童間性暴力の問題は、前述の児童養護施設連盟における発言に象徴されるように、極めてアプローチが困難な事柄であり、これまで包括的調査はなされず実態は明らかになっていない。本研究においても、10 か所を越える児童養護施設へ訪問し、インタビューを行ったが、ほとんどの施設において、過去に児童間性暴力が発生し、対応に苦慮したとのことであった。

児童養護施設職員が児童間性暴力に対して大きな不安を抱えながらも具体的な方策が講じられなかった背景には、以下のものが挙げられる。

第1に、児童養護施設のみならず、関係者や一般市民においても、児童が性的な存在であるとの認識が希薄である。そのような事案が発生した場合、それは特別な児童の特殊な行動としてとらえ、当該児童を児童自立支援施設等へ措置変更するなどの表面的解決にとどめていた。しかしながら、児童間性暴力は、児童養護施設入所児童の誰でも起こしうる問題であり、それは、個々の児童の性格行動、あるいは児童養護施設入所前の不適切な養育環境における生育歴にのみ起因するものではなく、そのような行動を誘発、強化させる施設システムが存在する。児童間性暴力の要因を個人病理や家族病理に求めることで、児童相談所は措置的的確性、児童養護施設は援助方法の有効性を吟味することなく、結果的に暴力の連鎖を断つための取り組みを行うことなく、児童間性暴力が「施設の文化」として根付くこととなっているとも考えられる。さらに、発生した児童間性暴力については、一部の職員のみが対応し、その情報は共有化されることなく、必然的に過去の事例として引き継がれないことにもつながる。

第2に、性問題と特有の「分かりにくさ」が挙げられる。子どもの成長発達において、性的行為は必要不可欠であり、性的な遊びと性問題行動の

境界線が曖昧であることに加え、それを評価する個人（児童養護施設職員）の年齢、性別、知識、経験、性意識などによって較差が大きく、共通の課題として取り上げることが困難な問題なのである。また、児童養護施設の職員は、比較的経験年数の浅い女性が多いため、性問題行動の大半を占める男児の性に向き合うことへの不安や戸惑いが大きいことにより、オープンに議論することに躊躇いが生じている。

第3に、潜在化の問題がある。性問題行動はその性質上、職員の目が届きにくい時間、場所で行われることに加え、被害児童の羞恥や自責、加害児童からの口止めなどによって、被害申告に至らないことが少なくない。身体的暴力のように、外傷など身体所見によって発見しにくい性的暴力の場合、被害児のソフトサインを見逃さず、職員が児童間性暴力の発生リスクを想定しながら児童集団に関わらない限り、職員による発見は困難である。

入所児童にとって児童養護施設は、本来の家庭に代わる生活環境であり、出身家庭との関係が希薄な児童にとっては家庭そのものである。したがって、措置変更は児童にとって、家庭（家族）喪失の再現に他ならない。児童自立支援施設に措置変更された児童が、児童自立支援施設でも安定せず、結果的に少年院など、司法システムに手に委ねられるケースも少なくない。

かつては被害者であった児童が加害者となり、結果的に児童養護施設から排除され、その児童に代わって、また新たな加害者・被害者を生み出す「負のサイクル」に介入し、児童養護施設が児童のパーマネンシーを保障する専門機関として機能するためには、児童養護施設・児童相談所・他の専門職者がこの問題を正しく理解し、具体的、かつ実践的な援助方法の確立が必要不可欠であろう。

暴力やいじめは、もちろん児童養護施設特有のものではない。しかしながら、日常生活環境を共有し、いわば「逃げ場」がない児童養護施設における権利侵害は、被虐待体験や「捨てられ体験」を有している児童にとってはトラウマの再現であり、児童の健全な成長発達に重大な影響を与えることは明らかである。

これまで、児童養護施設内暴力の問題は、施設職員の専門性や児童自身が持つ行動上の問題としては指摘されているものの、「暴力等を生み出す施設内システム」や「児童の安全や人権を担保する仕組みの機能不全」との認識は低く、当該児童を児童自立支援施設に措置変更するといった対症療法に終始している感がある。

児童自立支援施設への措置変更は否定されるべきではないし、また、特に性暴力の被害児と加害児を同一施設で生活させることは極めて困難である。しかしながら、児童養護施設が「児童の最善の利益」を担保する専門施設であるとすれば、そのような困難な課題に対しても、積極的に取り組まなければならない。

2. 児童間性暴力対応のための対策

これまで行った児童養護施設（13箇所）へのインタビューの結果、とりわけ児童間性暴力に関して、ほぼ共通して以下のような特徴が見られた。

①性暴力を特異な事案ととられ、被害児を保護することに重きを置き、加害児に対しては一時保護などの物理的分離（後の措置変更）にとどまっている

②児童間性暴力に関する知識・経験不足・戸惑いから、正確な事実認定が行われず、結果的に、十分なアセスメントに基づく援助に至っていない

③児童相談所あるいは主管部局から、時間的余裕も与えられずに、事故の報告・原因の特定・改善策の実施を文書で求められ、さらには、調査、

監査により運営体制の不備を指摘され、その対応に膨大な時間と労力を取られることで、十分な検証がされないまま「加害児の個人病理」、「職員の勤務体制、専門性」、「施設の物理的条件」など、ステレオタイプな原因論に基づき、抽象的な解決策に帰結している

④具体的な事実・対応策の検討と実施など、「何が起きているか」、「何をすべきか」などが職員間で共有されず、したがって、役割分担もされず、業務が施設長など管理職に集中する

⑤担当職員には十分な情報が与えられず、中核的職員には膨大な業務が集中する中で、「施設の混乱に適切な対応ができなかった」といったトラウマティックな体験として認識され、事案の検証と改善策の検討まで至らない

一方で、インタビューを実施した児童養護施設では、事案の発生からその後長期間続いた混乱（同様、類似の事案発生・職員、児童の混乱・児童相談所による入所の停止など）の中で、様々な工夫や取り組みを行っており、そのことが混乱を収束させる要因になった。

しかしながら、そのような工夫や取り組みが体系化されず、中には、「事案の発生→混乱→工夫や取り組み→混乱の収束」のプロセスを複数回繰り返していた児童養護施設もあった。

換言すれば、そのような実践の中で積み上げた「臨床の知」を体系的に整理し、職員間で共有、継承することで、再び起こる可能性がある児童間性暴力（ひいては暴力全般）への対応力を高めることができると言えるかもしれない。

これまで児童養護施設において、児童間性暴力が発生した場合、適切に対処することができず、加害児童を児童自立支援施設へ措置変更することによる表面的な解決（疑似解決）に留まっていたことは前述のとおりであるが、その結果、加害児童、被害児童に対する十分なケアもなされず、加

害児童が措置変更先の児童自立支援施設において再び性的問題行動を繰り返す、あるいは、被害児童が時間の経過とともに加害児童へと変遷する事例が少なからずあった。つまり、社会的養護の中で、「性暴力の連鎖」が存在することが分かった。

このような性暴力の連鎖を断ち切るためには、「早期発見→危機対応→予防→（早期発見）」の円環プロセスにおいて、適切な対策が実施されることが肝要である。とりわけ、事案発生時に危機対応が最も困難かつ重要であり、体系的な方法の確立は喫緊の課題である

児童養護施設における性暴力への危機対応が充分になされていない背景には、「不十分な事実確認（被害児童・加害児童・他の児童）」、「適切なアセスメント（性暴力行為の形成プロセスの評価）の欠落」、「危機状況のマネジメント（組織的クライシス・マネジメント）の機能不全」、「他機関との連携不足（児童養護施設の抱え込み）」、「マニュアルの不存在または形骸化」などが挙げられる。

先行研究においても性的問題行動に対するマニュアルはいくつか示されているが、内容は一般化、抽象化されたものが大半であり、多様なシステムで運営されている児童養護施設の実践場面で有効に機能しているとは言えない。また、経験の乏しい職員にも活用できるマニュアルが存在しないことも大きな課題である。

Ⅱ. 児童間性暴力対応プロトコル策定の試み

（遠藤 洋二）

1. プロトコル策定の意義

そこで、児童間性暴力に焦点をあて、それに対応する基本的な考え方、必要な取り組みを示した上で、各施設においてワークショップを実施し、職員自身が施設の危機対応システムを見直し、児童間性暴力に対応する手順を示した各施設でカスタマイズされた「児童間性暴力対応プロトコル」

を策定するための具体的、実践的方法論に関するプログラム開発を行うこととした。

本研究で性暴力を取り上げたことには、以下のような理由がある。

①性暴力事案に関しては、被害児はもちろんのこと、加害児・職員に対して重大な影響を与え、インタビュー調査においても、性暴力事案をきっかけに施設全体が不安定となり、危機的な状況時には数年間を続けるような事例もあったこと

②性暴力事案が発生した際の対処について、多くの職員が不安を持っており、児童養護施設にとって最も対応が困難であるとの認識があること

③多様性のある性の問題は、一般化することが困難な反面、性を中核に据えた取り組みをすることによって、職員の相互理解が促進する可能性があり、さらには、潜在化しやすい問題をオープンに議論する機会を提供できること

本研究で策定を目指すプロトコルの特徴は、以下のようにまとめられる。

①研究者が一方向的に提供するのではなく、児童養護施設職員で構成されたワーキンググループと研究者グループが協働して作り上げるものである

②研究者グループは、先行研究レビュー、調査等で得た知見はワーキンググループに提供するが、プロトコルの内容は、各施設が持つ「臨床の知」で構成するものである

③経験の浅い職員にとって、実践上で活用できるものであること

④一般化することは念頭に置くことなく、各施設独自のものを策定すること

⑤実践場面で活用することを前提に、分かりやすく、簡便なものとし、さらには、各施設で改訂できるものとする

2. プロトコル策定のプロセス

本研究は、児童養護施設に入所する児童による

児童間性暴力に対応するための方法を記した手順書（プロトコル）を児童養護施設に設置されたワーキンググループと研究者グループが協働して策定しようとする試みである。

プロトコルは「M-D&D(Modified Design and Development)の手続き（芝野：2005）（芝野：2015）を準用して開発される。

本プロトコルを開発する手順は、表1のとおりである。研究期間の関係で、本研究では、フェーズ2までとし、各施設において独自のプロトコルを策定し、実践場面に設置するまでとした。

表1:プロトコル策定の手順

フェーズ			児童養護施設チーム	研究者チーム		
フェーズ1 (波長合わせ)			ワーキングチームの編成	キーパーソンの養成		
			施設見学・研修・ケースカンファレンス・参与観察など			
			マニュアル・様式等の洗い出し	先行研究の提示		
			チームミーティング			
			施設内への周知			
フェーズ2 (プロトコル策定)	ステップ1	ワークショップ1	研究者チームによる説明			
			ロールプレイ			
			参加者による評価(「気づきシートへの記入」、「グループ討議」)			
		アレンジメント1		「気づきシート」の整理・分析		
				プロトコル(叩き台)の策定		
			チームミーティング			
	ステップ2	ワークショップ2	プロトコル(プロトタイプ)の提示			
			ロールプレイ			
			参加者による評価(「気づきシートへの記入」、「グループ討議」)			
		アレンジメント2		「気づきシート」の整理・分析		
				プロトコルの策定		
			チームミーティング			
		フェーズ3 (プロトコル活用)			プロトコルの設置	
					プロトコルに関する研修	
実践場面での活用						
プロトコルの改訂						
他の課題への転用						
フェーズ4 (汎用化と普及)			プロトコルの効果測定	実践プログラム開発方法の提示		
			普及のための広報			
			プロトコル策定(他施設)の支援			

以下、各フェーズにおいて実施してきた取り組みについて記述する。

1. フェーズ1（波長合わせ）

前述したとおり、本研究で取り上げる児童間性暴力は、極めてセンシティブなテーマであるがゆえに、導入時における児童養護施設職員と研究者の「波長合わせ」は本研究の成否を左右するものといっても過言ではない。

児童養護施設にとって本プログラムに参加する目的は、「実践上で活用可能なプロトコルを策定すること」であるが、策定されたプロトコルの重要性もさることながら、同時に策定のプロセスにおいて、施設が持つ「強み」や「弱点」に気づき、施設システムを変容する取り組みにつながることや、性暴力をテーマに職員全体で議論する場ができたことで職員同士の相互理解が深まることなど、職員にとっていくつかの好影響が期待できることをキーパーソンが理解することから始まる。

本研究でキーパーソンとなった職員は、いずれも各施設の現場責任者であり、部下である職員や施設全体に対して、一定の影響力を有していた。また、キーパーソンは本研究の共同研究者であり、他の施設がプロトコルを策定する際には、研究者グループの一員として参画することとしており、各施設の工夫やノウハウを共有することにも貢献していた。

キーパーソンの職制上の影響力のみに依存するのではなく、キーパーソンを中心としたワーキングチームが主体的、能動的に本プログラムに参加することが何よりも肝要である。

そのため、ワーキングチームはできる限り多職種で構成することを意識した。具体的には、各施設で多少の差はあるものの、養護課長等の現場責

任者・児童指導員・保育士・心理療法担当職員・個別対応職員・ファミリーソーシャルワーカーなどである。また、児童養護施設職員としての経験年数についても、ベテラン職員のみで構成することなく、比較的経験の浅い職員が中心的役割を担うことも意識した。

マニュアル等の作成に関して、従来、経験豊富な職員が持つノウハウを可視化することに主眼が置かれていた傾向にあり、そのことがマニュアルの形骸化の要因の一つになっていた。例えば、ある児童養護施設のマニュアルでは、児童間の身体的暴力が発生した場合、「関係児童の分離→救護→管理職への連絡→受診の要否の判断」の手順が記されていたが、分離方法の記述、救護の内容、管理職の特定（主任、課長 or 施設長）、受診の判断基準に関しては一切書かれていなかった。経験が一定程度あれば、その判断は比較的容易なのかもしれないが、新任職員や非常勤の夜間専門職員が適切な判断ができるかどうかは大いに疑問が残るところである。つまり、マニュアルそのものの実践的価値についてはほとんど検証されることなく、基準を満たすために便宜的に置かれているだけで、マニュアルが実践場面で活用されるために必要な研修や訓練などは全くなされていなかった。

児童養護施設では、通常、外部機関や専門家が研修やスーパービジョンといった形態で関わっている場合が多いが、施設によって内部が抱える課題をオープンに議論しようとする施設ばかりではない。特に、過去に施設で大きな問題が発生し、児童相談所をはじめとした外部機関の介入が、職員の下支えとならず、むしろ過大な要求をされたり、施設の援助方法の不備を指摘されたりするに終始し、結果的に混乱に拍車をかけた経験を有する施設では、当然のことながら慎重な姿勢が目立った。

したがって、研究チームでは、施設側の要請に

基づいて、本研究とは一見関係が希薄な内容の研究や支援が困難な児童に関するケースカンファレンスを行うなど、職員が研究チームの存在とスタンスを理解できるよう取り組んだ。

特にケースカンファレンスでは、「できないこと（していないこと）」に焦点を当てるのではなく、「できていること（することができること）」に着目し、徹底的なポジティブフィードバックを心がけた。このポジショニングはプロトコル策定の立ち位置と全く同じものであり、このような波長合わせを丁寧にすることによって、結果的に円滑なプロトコル策定に結び付いた。また、波長合わせの段階をワーキングチーム・研究者チームで実施することで、各メンバーがプロトコル策定の意味を再確認することができたと思われる。児童養護施設は居住施設である以上、その施設が存在する地域の風土、地域環境、文化的背景、施設が背負っている歴史的背景、職員集団の思考など、様々な要素に影響されて施設の「文化」を創り出している。その文化が正に本論でいう「施設システム」と言えよう。本研究の主要なテーマはプロトコルの策定であるが、最終的には、「児童養護施設等の福祉施設が、それぞれの持つ臨床の知を集約した実践的プロトコルを策定するためのプログラム開発」であり、さらには、そのような取り組みを実施する中で、「児童の問題行動を誘発、強化される施設システムの変容」であることから、モデル的にプロトコルを開発する施設の内在するシステムを一定程度理解することは極めて重要である。したがって、研究メンバーである大学院生が、2施設において数日から1週間泊まり込み参与観察することとした。参与観察の結果、A施設は児童の生活はかなり構造化されており、施設長の指揮・監督のもとシステム化された職務体系のもと施設運営がなされていた。B施設は比較的構造化の度合いは低いことで職員の自由裁量の幅は大きく、

一方、管理職のガバナンスはA施設に比べて緩やかなものであった。それらはどちらが良いかという問題ではなく、それぞれの施設の特徴をあらわしており、各施設に外部から介入する際に大きな助けとなった。

児童養護施設内のワーキングチームにおいては、施設が保有するマニュアル・様式・過去のデータを洗い出した。過去の性暴力事案において、数名の職員が作成した全児童向けのアンケートなどがあり、当時は参考文献等もなく、「手作り」のものであったが、改めて先行研究と照らし合わせると完成度の高いものであった。これは、正に「臨床の知」であると言えようが、一方、そのような過去の成果が現在の支援に生かされていない現状もあった。また、ワーキングチームは、他の施設職員に対して、本プログラムの進行状況やチームミーティングの内容等を周知するよう求め、ワーキングチームと研究者チームが施設内で遊離し、職員の理解が進まないまま事態が進行することを避けるよう配慮した。

フェーズ1で最も重要な作業のひとつは、施設長の理解である。児童養護施設における施設長の権限は絶大であり、施設長の全面的な後押しなしに効果的な取り組みは不可能と言っても過言ではない。ケースカンファレンスやチームミーティングに施設長が参加することはないため、その前後において、研究者チームは可能な限り施設長との懇談の時間を持ち、施設長の意向をプロトコル策定のプロセスに生かすよう心がけた。

2. フェーズ2（プロトコル策定）

（1）ステップ1

＜ワークショップ1＞

ワークショップには、直接児童に援助する職員だけでなく、心理療法担当職員・個別対応職員・FSW（ファミリー・ソーシャルワーカー）・里親支

援職員・看護師などの専門職に加え、施設長以下の管理職、さらには、施設によっては、事務職や食堂の栄養士、調理師にも参加を求めた。

ワークショップを実施するにあたっては、「本ワークショップは研修でもなく、研究者が何かを教えるためのものでもない」、「各自が持つ経験や知識から、児童間性暴力に対処するための知恵を抽出し可視化するためのものであること」、「今回は児童間性暴力をテーマとするが、他の課題にも応用できること」、「ロールプレイの評価は、できないことを指摘するのではなく、できていたことを肯定的に評価すること」、「第三者的に評価することに終始するのではなく、具体的な提案をすること」など、ワークショップ参加者の立ち位置について説明した。

ロールプレイのプレイヤーは、担当職員・他ホーム職員・被害児・加害児・主任・総主任・養護課長・施設長等で、役名を記したネームプレートを手前から下げ、参加者および撮影する動画の視聴者が職務を認識できるようにした。

担当職員役は比較的经验の浅い職員がつとめ、被害児・加害児は研究者チームの一員がその役を担った。

各施設で行ったロールプレイの設定は、共通して以下のものを使用した。

午後 11 時に担当職員が見回りをしていると、中学校 3 年生の男児「●●（加害児名）」の部屋から、小学校 4 年生の男児「●●（被害児名）」が下着を身につけず出てきたところを発見した。

担当者に対しては、上記の情報のみを伝えロールプレイを開始することとした。参加者には、予め、「気づきカード」（図 1）を配布し、ロールプレイを見て感じたこと、疑問に思ったこと、評価できること、課題として残ることなどを自由に記入することを求めた。カードを記入するにあ

っては、1 枚に対して 1 項目のみを記入することとした。

図1: 気づきカード

施設名		年月日		カードNO	※
時間		場面		記入者氏名	
気づき			評価・提案		
※					

ロールプレイは、「発見直後」、「翌日」など時間軸に分けて行われ、その間に被害児面接・加害児面接・緊急連絡・ミーティングなど、割り当てられた役割に応じてプレイヤーを替え実施した。

時間軸ごとに区切り、ロールプレイ後に参加者をいくつかのグループに分けグループ討議を行った。各グループにはワーキングチームメンバー・研究者がファシリテーターとして加わった。グループ討議では、各自が記入した気づきカードに基づき意見を交換し、それを集約してファシリテーターが「気づきシート」（図 2）に議論の集約を記入することとした。

図2: 「児童間性暴力」対応ワークショップ 気づきシート

年月日			
時間	場面	気づき	評価・提案

一定時間グループ討議を行った後には、各グループの議論を共有化するための全体討議を行うこととした。

<アレンジメント1>

ワークショップが終了した後は、研究者チームによって、回収した気づきカードおよび気づきシートをテキスト化し、各気づきカードをコーディングし整理した上で、施設で検討し解決策を見出さなければならない項目を抽出した。

抽出した課題を記した気づきシートを施設に送付し、ワーキングチームを中心に検討を加え、一定まとまった段階で研究者チームも交えて議論を重ねていった。

その成果を基に策定したプロトコルの原型（プロトタイプ）をワーキングチームに見せ、必要に応じて研究者チームも交えて検討し、プロトタイプを完成させた。

（2）ステップ2

ステップ2では、プロトタイプを提示し、同じ条件でワークショップを実施した。ワークショップ2では、プロトタイプを参照しながらロールプレイを実施し、参加者にはプロトタイプの有効性を検証しながら評価するよう求めた。

ステップ2は、基本的にステップ1と全く同じプロセスを踏んでおり、ワークショップ以降のアレンジメントは、プロトタイプを修正することであった。また、この段階におけるワーキングチームと研究者チームの協議の中で、言語化しにくい年齢の低い児童のための人体図の作成・緊急受診が可能な病院一覧・性に関する正しい用語集などが提案され、プロトコルに導入することとなるなど、臨床の知が可視化される結果となった。

本研究はフェーズ2終了段階までの予定であり、現在、3施設において、完成版プロトコルが対象施設の各部屋に設置されたところである。（各施設の完成版プロトコルは、参考資料として添付している）

Ⅲ. 各児童養護施設での取り組み（実際例）

1. 愛隣園の取り組み

（愛隣園 上江洲 肇）

（1）施設の沿革

当園は、1953年9月、戦災孤児の救済を目的にアメリカのCCF（クリスチャン・チルドレンズ・ファンド）の協力により設立される。住み込みで担当保育士のみが支援を行い、宿舎8箇所を活用した児童47名の小舎制でスタートされ、1966年の5月に「社会福祉法人 基督教児童福祉会 愛隣園」として法人認可される。

2001年10月、宿舎の老朽化に伴い、全面改築を行い現在の建物に至る。国が示す「家庭的養護推進計画」に伴い、2014年4月に地域小規模児童養護施設の男子棟（定員6名）を開設し、本体の定員を40名に改正する。また、2016年4月には、地域小規模児童養護施設の女子棟（定員6名）を開設し、本体の定員を34名に改正し現在に至る。

（2）プロトコル導入の経過

①本プロジェクトへの参加動機

児童養護施設における「児童間性暴力」について、研究代表者である遠藤先生からのヒアリング作業の中で、緊急対応の手法や実践について当施設が抱える課題が、全国的な課題のひとつになっていることが理解できた。もちろん、「児童間性暴力」の対応も含めた、「緊急対応マニュアル」がこの施設にも既存する。しかしながら、その「緊急対応マニュアル」が日々の児童らの生活支援の中で実効性があるかという点はあまり検証されていない。「緊急対応マニュアル」があることに焦点が置かれているのが実際である。そこで、既存の「緊急対応マニュアル」を検証し、新たに実効性のあるマニュアル（以降「プロトコル」）づくりが必要であること、職員の世代交替が進む当施設においては早急の課題のひとつであることを確認し、ワークショップ形式によって、長い歴史で培われた支援の见えない技術や理論も「見える化」する

ことで、実効性の高いプロトコルの作成と、職員のエンパワメントと育成の方法を確立していこうと思いついたのが、当プロジェクトへの参加の動機であった。

また、支援の「見える化」は、私たち児童養護施設職員の苦手な部分である。それを具象化し、日ごろの支援を止揚させるには、施設職員が自ら抱える課題を開示できること、そこに専門的な第三者として児童相談所、児童福祉法の変容をよく知る有識者が入ることが必須となってくる。今回は、そのような条件が揃ったことが一番の動機とも言える。

②導入に際しての工夫

このプロトコル作成作業の導入には、研究者、共同研究者だけが関わるだけではあまり意味をなさない。冒頭で記述した通り、組織としての取り組みを構築することが重要なポイントとなってくるからである。よって、ワーキングチームは当施設で職員の中心である、或いはこれから中心となる現場職員、心理士などの特殊なポジションにいる職員等、職員が役職やポジションに捉われることなく全体が理解し、継続的にあらゆる場所で話し合いの種になるような人選をすることにした。また、支援の具体的な知恵や課題を見えやすくするためにワークショップではロールプレイと振り返り作業、フィードバックを繰り返す行うことにする。そして、これまでの見えない叡智を止揚し、世代交替をスムーズにしていくという目的と、若い職員が活用できるプロトコルでなければ意味をなさないという理由から、実際のロールプレイには経験3年未満の若い職員を中心に行うことにした。実際にロールプレイの中心になる若い職員のプレッシャーや自分の支援技術の未熟さを露呈することへの拒否感はあるものである。そこは、これからの期待と、誰でも同じ悩みや迷いを生む場面であることを説明して説得したことは言

うまでもない。誰でも難しい場面であるということ、これは職員個人の課題ではなく、組織が児童を支援するチームとして、全員で理解を深め共有していくことに意味があることをどれだけ全体に周知できるか、そこが導入に際して一番の配慮と工夫を必要とするところであった。

(3) プロトコル策定の経過

①作業内容

プロトコル策定に伴い、2015年4月に第1回の研究会を持つ。大学の研究チームと施設の研究チームにて、当研究事業の目的、役割分担、経費支出等、報告書の作成について研究会を行う。また、2月に行われたロールプレイを継続して行い、そこで得た気づきや感想を大学研究チームがまとめ、それを施設にフィードバックを行うことになる。

同年5月には第2回研究会を持つ。4月に得られたフィードバックから「気づき、評価・提案、意味」を踏まえた課題について、施設の研究チームからの回答を確認する。その回答について、項目ごとにチェックを行い、研究代表者の遠藤先生よりスーパーバイズ（以降SVとする）を行っていただく。SVで確認された主な事項は以下の通りである。

- ・被害児の面接については、他児が目に入らない環境を設定する。
- ・被害児の第1発見者が初期面接を行う。
- ・初期面接においては事実確認が重要となる。
- ・タイムアウトの場合、加害児は多少の不安を抱かせてもよい。翌日しっかり面接に向き合ってもらおう準備になる。
- ・緊急対応会議については、役割分担などの具体的な対応について協議する。また、全体で情報を共有する会議を別で設ける。
- ・学校への報告については一考する必要がある。学校での対応が不可能な場合は、情報をどこまで伝えるか検討が必要。

- ・親への謝罪については、できるだけ早期に行う。どの親へも対応できるような視点を持ち、児相とも具体的に協議しておきたい。

- ・病院対応については、夜間など対応できない時間も視野に入れてピックアップすること。

同年6月に第3回研究会を持つ。大学研究チームで作成した「プロトコル素案」を元に「第2回ワークショップ」へ向けたプロトコルの作成ポイントを夜間、休日対応プロトコルとして焦点を当てていくことを確認する。

確認されたプロトコルの主な場面は以下の通りである。

- ・管理者は、明日の何時にどこで会議を持つか今日のうちに緊急会議が可能なのかを判断する。体制が整わない場合は、無理に対応をしないことが鉄則である。夜間などはタイムアウトを選択する場合が多いと想定される。これを明示して、全体で共有しておくことが大切になる。(抱え込みの防止)
- ・職員全体での情報共有をどう伝えていくか検討すること。
- ・「事実確認ガイド（フェーズ1）」について、表示の仕方、追加、削除する項目の確認を行う。

同年8月に、第4回研究会を持つ。第3回研究会の結果を元に、大学研究チームにて作成した「愛隣園プロトコル」と「事実確認ガイド」を用いてワークショップができるよう準備し、第2回ワークショップの役割分担や流れを確認する。ワークショップについての確認された協議結果は主に以下の通りである。

- ・プロトコルの場面ごとにグループ討議を行い、気づきや意見をまとめる。
- ・今回のグループ討議は男女別には行わず、男女混合で行う。

同年、同日に第2回ワークショップを行う。また、そのワークショップの気づきシートの協議を

全体で行う。主な協議結果は以下の通りである。

- ・身体の科学的な言葉など、小学生が言葉では理解できないことを図などで示す。

- ・面接の際に気をつけるべき態度や言葉を「事実確認ガイド」に記載した方が、面接時に慌てないでよい。

- ・加害児が事実を否認しても、被害児からの情報で事実確認に信憑性がある場合は、あったものとして面接を進める。

- ・男児が被害児の場合、病院受診をどの科で行うのが適切か調べる。

同年9月、第5回研究会を持つ。第2回ワークショップの気づきシートのまとめを元に、振り返り作業と具体的なプロトコル作成の方向性をまとめる。主な協議結果は以下の通りである。

- ・プロトコルの内容を確認しチャート化してみる。
- ・プロトコルは、「愛隣園プロトコル」と題し、ラミネートしたものを各寮の職員部屋に配置する。
- ・主任、管理者に連絡が取れない場合でも、現場判断で面接や病院対応をしてよいことを確認しておく。

- ・緊急連絡用、緊急連絡網の電話番号を具体的に入れていく。また、管理者、現場に携帯電話所持の検討、メール一斉送信等の対応を検討する。

同年11月、第6回研究会を持つ。前回までのワークショップ、研究会を元に大学研究チームが作成した「愛隣園プロトコルチャート版」の確認を行い、内容について協議する。主な協議結果は以下の通りである。

- ・リスクアセスメントとして、病院受診の必要性については現場の判断で行ってよいことを全体で確認しておく。

- ・経過記録の担当者を決めておく。決断、指示役の管理職やアフターケアに必要な心理士はこの役割からはずす。

- ・アフターピルが処方できる病院を確認する。男児、女児の性的被害に対応できる病院の確認を行う。

2016年1月、第7回研究会を持つ。大学研究チームが取りまとめた「愛隣園プロトコル(案)」の内容を確認し、愛隣園研究チームで話し合われた内容も併せて修正を行い、次回に完成版を使用したワークショップを行う段取りについて話し合う。協議内容は主に以下の通りである。

- ・プロトコルの場面ごとの内容を協議し、修正箇所の確認を行う。
- ・完成版は、透明のフラットファイルに入れる。
- ・表紙には「愛隣園プロトコル」と作成月日を記載する。
- ・「プロトコルの策定の趣旨」として、プロトコルが必要である意味や説明を最初のページに記載する。
- ・今回の協議内容を踏まえ、大学研究チームにて「愛隣園プロトコル」の修正を行い、完成版を使用して、3月15日に最終のワークショップを行う。

同年3月に第8回研究会を持つ。同日に行うワークショップの役割分担の確認と「愛隣園プロトコル」(完成版)の内容確認を行う。

同日に、「愛隣園プロトコル」(完成版)を使用した第3回ワークショップを行う。また、ワークショップ後に細かい修正箇所や今後の課題等について協議する。

確認された主な内容は以下の通りである。

- ・児童相談所への初期報告書として、面接に使用したフェーズをそのまま提出する。
- ・この性的事故について、児童全体、職員全体へどう伝えていくか検討しておく。
- ・関係機関との連携が必要不可欠であることから、6月以降に当研究発表を含めたシンポジウムを検討する。(沖縄県内の関係者対象)

- ・今回修正を入れた「愛隣園プロトコル」(完成版)を各現場に配布する。

- ・「愛隣園プロトコル」を用いた初任研修等の人材育成プログラムを検討する。

(4) 考察

冒頭でも述べた通り、従来の緊急対応マニュアルはあるものの、具体的な場面に対応できるマニュアルになっていないこと。施設職員の世代交替が進む中で、これまでの支援をどう反芻して支援技術や利用者の理解、チームケアのあり方を伝えていけばよいのか課題となっていることを大きな目的として研究作業をスタートした。

その2つの目的を効率良く達成できるようワークショップではロールプレイを取り入れ、その内容から抽出される職員個々の意見が全体に反映できるよう「気づきシート」を活用した全体の振り返り作業を行うことになる。

これにより、具体的な場面での支援の課題が浮き彫りになり、それを全体で共有できたことが一番の収穫であったように思う。このような緊急事態がどの職員の時にも起こり得ることや、誰が対応しても難しい問題であること、チームケアとして役割分担が必要であること等、細かい支援技術から組織としての対応など多くの課題が現場職員からの声で確認することができた。

また、その課題を全体で確認できたことにより、職員個人の「問題の抱え込み」を防止するのみならず、職員が児童に向き合う上で気持ちに余裕を与えてくれることになった。それは、被虐待児や愛着障害を抱えている児童に向き合う上で、より良い効果を生むことになっている。

なにより、職員全体や有識者のスーパーバイズによって支援の方法を確認でき、緊急事態に備えるポイントを学べたことが職員の支援に対する自信に繋がったことは論を待たない。

今後、職員の世代交替が進む中で、緊急事態の

対応や日頃の支援で共有すべき土台を確認する上で、初任者研修などに「愛隣園プロトコル」を用いたワークショップを行い、新任の職員に安心して支援に取り組み、同時に支援のスキルを向上させる活用を考えていきたい。

また、今回テーマにした同性の性的事故にのみならず、様々な場面に当プロトコルを土台とした当園独自の体制に沿う緊急対応を考えていかなければならない。そして、緊急事態が起こった事後対応を各関係機関と連携方法を共有し、利用者をどう支援していけば性的事故が発生しないで済むのか議論を深めていく必要もある。

当研究事業で取り組んできたことは、どこの児童養護施設でも起こりうる課題として、沖縄県にある児童養護施設全体で緊急対応や支援の充実を考える機会を設けることを提案していきたいと思う。

2. 美さと児童園の取り組み

（美さと児童園 糸満 英子）

（1）施設の沿革

美さと児童園は沖縄県沖縄市（本島中部）に所在する定員 50 名の児童養護施設である。1979 年（昭和 54 年）の国際児童年の記念事業として整備され、1980 年（昭和 55 年）5 月 1 日に開園した。

また当園は沖縄市が米軍基地キャンプ・ヘーグの跡地利用として計画した「緑と小鳥のさえずる福祉村」の最初の施設となっている。近隣には児童相談所、障害者支援施設、福祉就労センター等の相談機関や福祉施設が設置されている。また当施設用地は戦前の美里尋常高等小学校敷地跡で、沖縄市の指定文化財・史跡に指定された奉安殿（第二次大戦中まで各学校で御真影や教育勅語などを収めていた建物）や戦没兵士の魂を供養する忠魂碑がセットで残っている県内唯一の場所でもある。

職員構成は園長、課長（庶務・養護）、児童指導員、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、職業指導員等となっており、計 34 名の職員で 24 時間 365 日子ども達の日常を支えている。

設立当初の建物は老朽化が著しく 2013 年（平成 25 年）11 月に全面改築され、管理棟、児童棟に分かれ、児童棟の 1 階は男子棟、2 階は女子棟となっており、それぞれ定員は 25 人となっている。児童居室は 1 人部屋、2 人部屋及び畳間があり、プライバシーに配慮した空間となっている。また、2018 年（平成 30 年）には家庭的養護推進計画に基づき 1 ユニット 7 人～8 人の 6 ユニットを設置し、園外には地域小規模児童養護施設を 1 カ所設置する予定である。

入所児童の措置理由は虐待が半数を占めており、次いで精神疾患による養育困難と続いている。入所児童の特徴は、軽度知的障害の児童が 11.1%、発達障害等の診断を受けた児童が 28.8%となっている。最近は発達障害児の割合が増え特別支援学校・支援クラスの在籍児童は 24.4%となっている。

（2）プロトコル導入の経過

本プロジェクトへの参画動機は、2014 年（平成 26 年）の遠藤教授との出会いから始まる。その頃、当園は児童間暴力等への対応、職員間の連携とチーム支援の体制作り、危機対応マニュアルの活用、問題解決に対する児童相談所との連携等、多くの課題を抱えていた。

過去には児童間の性暴力も起きている。1 人の職員で被害児、加害児の両者へ事実確認をする等、職員間での役割分担が明確になっておらず一部の職員に過重な負担がかかっていた。また、情報共有についても一部職員間でしか共有されておらず、危機的状況に適切な対処がされてなかった。

危機対応マニュアルは制定されていたが、経験年数の浅い職員にはマニュアルが十分に理解され

ておらず、内容も把握されていなかった。そのため職員個々人の価値観や経験により判断し、対応しているところがあり、チーム支援として十分な連携が図られていない状況であった。

問題が生じた場合、当該事案の概要や要因、対応等、報告書をまとめ児童相談所へ提出することになっているが、チーム支援として不十分であったため報告書作成に時間と労力を費やしていた。

前述したとおり、問題の発生と解決策を模索していたことが本プロジェクト参画への契機となった。

(3) ワーキングチームの設置

まず、プロトコル策定についてワークショップを実施するにあたって、研究者チームメンバーが所属する児童養護施設「愛隣園」（与那原町）、「ならさ」（石垣市）、「美さと児童園」（沖縄市）の3施設にワーキングチームを設置した。

各ワーキングチームは職員5名～6名で構成され、研究者チームと協働してワークショップを実施する役割を担う。園内ワーキングチーム（中核的職員）の編成については、養護課長、心療法担当職員2名、個別対応職員1名、権利擁護・性教育委員会の児童指導員2名の計6名とした。

当園では、まずは研究者チームと職員との共通認識を図るため、園内ケースカンファレンスを実施することとなった。その当時、園職員は大学の研究者等の共同事業については十分な受入れ体制がなかった。そのため遠藤教授と相談し、まずは手近なところから始めようと、職員の困惑、負担軽減を目的にケースカンファレンスを数回にわたり開催し、1年程度の時間をかけて遠藤教授と当園職員との共通認識を図ってきた。

(4) プロトコル策定の経過

美さとプロトコル策定に向けて、8回にわたり取り組みを進めていった。

プロトコル策定は、研究者チームの顔合わせに

始まり研究者チームと美さとワーキングチームとのオリエンテーション、ワークショップの開催、ワークショップで得られた気づきや評価・提案を施設内で協議し、その協議結果に対し研究者チームからの助言を得る等のやりとりや、ワークショップを繰り返し開催する等、プロトコルを改良する方向で検討してきた。

ワークショップを始めるにあたって、まずはワーキングチームメンバーを対象にワークショップの意義、目的、方法についてオリエンテーションを実施し、職員間で以下のことについて共通認識を図った。

①ワークショップは、児童間性暴力対応プロトコルを策定するための具体的、実践的方法論を明示することを目的に実施するものである。

②当園では、愛着障害、発達障害の特徴のある児童の入所が増え、課題を抱える児童が多くなっている。そのため一般的なマニュアルでは実践的な対応が困難であり、美さとの職員誰もが使える実践的マニュアル（プロトコル）の策定を目指すものである。

③プロトコルを作成するのは職員自身であるため、全職員が参加し、お互いにグループ討議を通して共通課題を発見することがねらいである。大切なことは「強み」に着目しながら、施設でできること、できていることに焦点を当てる。

④性暴力は社会的にみて重大な結果を及ぼし、子どもの暴力、逸脱行動は施設の崩壊につながるため性暴力をテーマとして取り扱っている。

⑤取りあげるのは「性暴力」が中心だが、重要なのは「危機管理」の観点である。

⑥性暴力においては、被害者が加害者の立場になる可能性が高いため早期発見と予防のサイクル、連鎖を断ち切るアプローチを目指す。

⑦職員間で性について語り合う環境作りが必要であり、男女の性差についても多く議論し、共有化

していくことが重要。

ワークショップではロールプレイを中心に行った。ロールプレイの内容は「小4男子児童が深夜、上級生の居室から下半身に何もつけずに出てきた。」というところから始まる。提示するのはそれのみ。発見した職員に児童指導員1年目の職員を配役し、どのような展開をみせるのか見当もつかないまま1回目のワークショップは始まった。

ロールプレイ後は職員間で気づいたことや、その評価、参加者からの提案についてグループ討議を行った。その結果、当園の危機的対応時のシステムについて次のように多くの課題が見えてきた。
①発見直後の対応について、基本的なことであるが性交渉があった場合、児童を入浴させるなど、証拠を洗い流さない。

②職員間の連絡方法、連絡網の保管場所、管理者の判断を待たずに現場でやっておくべきことは何か。

③どのレベルの性行為があったのか。同性間、異性間か？事実を明らかにすることがまずは大切。それによってその後の対応（受診等）にも関係してくる。性交渉があった場合は病院受診し感染症やB型肝炎等も確認すべき。初期的な事実確認がポイントとなる。事実の混濁を避けるためにもストレートに聴き取りができるようなやり方が必要。

④加害児が被害児と物理的に接触できないところを確保する。鍵を閉められる場所があるかどうか。被害児は不安があるため、カーテンなどで他児から見えないよう安心感を確保する。

⑥被害児の加害児へ事実確認することについて選択肢を与えない。「話を聞いていい？」と「話を聞くよ。」は違う。「あなたがどう思おうが、私が聞きたいので聞くよ。だけど、あなたのこと守るよ。」と伝えるというのも1つの方法。

2回目のワークショップでは、事案発生翌日の対応について次のように検討した。

①事実確認時は感情を排除し、情緒にあまり焦点をあてず、淡々と聴取する。

②面接者は心理療法担当職員以外の専門職で対応する。チームを編成し、事実確認等、組織として対応する。

③児童間暴力の連鎖について共通理解があるかどうか。児童間暴力は何らかの上下関係（支配一被支配）を利用して行われている。逆らったら何かされるのでは？怖い、殴られるという思いから否認し、事実確認できない場合もある。

④否認を怖れない。事実を話してくれたら支援できるが、否認するのであれば、私たちの手ではこの問題は対処できないこと、福祉の枠の中での支援が難しくなることを説明する。

⑤性暴力の有無は面接者ではなく客観性、具体性を加味し、組織として判断する。

⑥加害児、被害児ともに認めない場合、なかったものとして対応するしかない。しかし、全体としてのアンケートやヒアリングの必要性が出てくる。

⑦受診の必要性について女子の場合24時間アフターピル処方できる病院を確認。どの場合に必要か専門医師に確認しておく。

⑧受診レベルについては、管理者と事前に調整し、決定しておく。

⑨児童相談所、学校等の関係機関への説明や、保護者や関係児童への謝罪、児童へのケア、加害児の分離等について職員間で共有しておくことが大切。

⑩対象児童（幼児、小学生、中高生）が異なる場合の聞き取り方法について幼児には絵や図、人形等の活用や、わかりやすい体の部位の名称について明示した方が良い。

（5）考察

テーマは性暴力であったが、ロールプレイを通してみると職員間の連絡方法や、夜間時の対応、児童への対応等、危機管理の視点からどのような

問題にも活用できる基本的なものとなることを実感した。

プロトコル策定の取組みにおける効果について述べると、次の5点があげられる。

①ワークショップを通して職員が問題に対し主体的に取り組む姿勢が見られ、活発に意見交換しながら課題について職員間で共有することができた。

②ロールプレイを通して問題発生時に誰がどのように対応するか職員全体で確認し、細部にわたり協議したことで、実際の職員の動きに即したプロトコルができた。

③プロトコルには、その時に望ましい態度・姿勢を記述、手順、行為者（対応者）、とるべき行動等、職員として基本的に対応すべきことが盛り込まれているため、対応する職員がプレッシャーを感じず、判断に迷うことなく、安心して問題に向き合うことができるツールとなった。

④ロールプレイで関わった1年目の職員が、実際、帰園遅れてきた児童に対し聴き取りする場面で体験してきたことを活かし、みんなで問題を共有し、対応する等、経験年数の浅い職員でも十分に対応することができた。

⑤プロトコルは、経験年数に関わらず、新人職員から経験年数を重ねた職員まで、誰もが活用できるものとなっている。性暴力だけでなく様々な場面で活用できる美さと独自の利便性のあるプロトコルを完成させることができた。

⑥施設と児童相談所、学校、病院等、それぞれの関係機関との連携の重要性や特に児童相談所とは合同で児童の対応（加害児・被害児の分離することの必要性の有無、治療プログラムとケア等）について検討の必要性も再認できた。

美さとプロトコルは時間をかけ、職員みんなの知恵や体験を結集したものであるため、職員研修等で継続的に活用し、子ども達や職員体制、ハード面等の状況変化に応じて見直し、使い勝手のあ

るプロトコルにしていきたいと考えている。そのことが今後の課題でもある。当面、2018年（平成30年）のユニット化に向けて対策を講じる必要がある。マニュアルは固定化ではなく、その状況の変化に柔軟に対応できる姿勢が必要である。そのような点を考慮しながら改善に努め、新人職員やベテラン職員も十分に使いこなせるプロトコルを目指していく。

今回のプロトコル策定では緊急時におけるそれぞれの行動のあり方を明文化したことがひとつの進歩であった。すなわち鳩首凝議（きゅうしゅぎょうぎ）の重要性である。

3. ならさの取り組み

（ならさ 砂川 忠寛）

①施設の概要

施設名：ならさ

施設の種類：児童養護施設

施設の所在地：沖縄県石垣市字新川奈良佐 1695
番地の 27

入所定員：40 名

建物の規模及び構造：鉄筋コンクリート造 1 階
建 1,258.82 m²

敷地面積：4,681.25 m²

運営の方法：児童護施設ならさ運営規定による
設置及び経営の主体：社会福祉法人紺碧の会
経営の責任者（理事長）：翁長 克子

開所年月日：平成 17 年 8 月 1 日

②施設の沿革

2001 年 6 月：児童養護施設建設計画がもちあがる

2001 年 12 月：石垣市議会において国、県に対する要請決議

2001 年 4 月：石垣市長、大濱長照氏へ児童養護施設建設にかかる要請書提出

2002 年 5 月：建設候補地（崎枝地区）公民館の

依頼により顔合わせ

2002年6月：石垣市社会福祉施設（児童養護施設）

設置者選定審査会より推薦決定を受ける

2002年7月：崎枝地区住民より、小規模校での受け入れ体制に不安があるとの理由により、建設反対を受ける

2002年8月：候補地（崎枝地区）を白紙撤回し、市街地での候補地選定に入る

2002年12月：吉原地区の依頼により、行政を中心に施設建設の説明会を開催したが、崎枝地区よりさらに小規模校であるため住民の同意を得る事が出来なかった

2003年6月：双葉公民館の同意を得る

2003年7月：社会福祉施設整備計画書提出

2003年8月：真喜良地区住民説明会（真喜良小学校）

2003年8月：真喜良自治公民館、新川第2団地自治会、真喜良団地自治会、真喜良第3団地自治会、真喜良第2団地自治会の同意を得る

2004年3月：国、県において児童養護施設建設計画内定

2004年11月：児童養護施設地鎮祭（石垣市新川奈良佐 1695-27）

2005年6月：社会福祉法人 紺碧の会法人認可

2005年8月：児童養護施設 ならさ 開所

③プロトコル導入の経過

・本プロジェクトの参加動機

当施設では過去に児童間性暴力事案が（異性間・同性間）発生したことがある。その当時、当施設には児童間性暴力に係るマニュアル等はなく、その場の対応に追われ、加害児・被害児への聞き取り、他児への対応、報告書の作成及び児童相談所・保護者への説明などを特定の職員が行うこととなり、負担が偏り、組織として機能しなかった経緯がある。

又、児童間性暴力事案が発生した際は、課長・

寮主任（2人）が県外への出張中であり、現場が混乱し、施設長1人が対応に追われた事もあった。その中で、児童相談所ともカンファレンスを繰り返す中で当時の沖縄県の児童相談所にも児童間性暴力が発生した際のマニュアル等はなく施設独自のマニュアル策定が急務と痛感した。

しかし、策定に係る知識・助言もない中で当施設独自の「危機管理対応マニュアル」を作成し、その中に児童間性暴力に係るマニュアルを作成したが、マニュアル作成の為のマニュアルになっており、実践レベルで活用できるのかは未知数であった。

当施設としても実践的なマニュアル策定は急務であると考えており、研究者や他の児童養護施設職員と共に同じ課題に取り組めると思料し、本プロジェクトに参加した。

・導入に際しての導入の工夫、配慮

施設内で、課長・主任・心理士・家庭支援専門相談員・個別対応職員の5人でワーキングチームを作った。このワーキングチームは、過去の児童間性暴力事案に対応した職員で構成されている。また、より多くの職員が参加し、より良いプロトコル策定を目指すため、厨房職員へもワークショップへの参加を促し、施設全体で取り組むこととした。

④プロトコル策定の経過

・作業内容

2015年8月

研究者チームとワーキングチームでワークショップ開催に向けた事前協議を行った。児童間暴力には身体的暴力、心理的暴力といった複数の暴力が存在するが、特に性暴力は発生した際の結果が重大であるため、性暴力に焦点を当てた。また、プロトコルは性暴力を取り上げているが、他の暴力にも応用が利く形となる。本プロジェクトはマニュアルの研修ではなく、当施設と研究者チーム

が協働してプロトコル策定を目指すものであることを理解した。

2015 年 11 月

第 1 回ワークショップを開催。

経験の浅い職員がロールプレイを行い、それを他の職員が観察することで、具体的な対応が記載されたプロトコルの必要性を感じた。特に、面接場面では、共感せず、性暴力の有無を中立的な立場で聞き取り、児童が事実を認めないが、明らかに何かあったと感じられる場合には「なにかあったんだよね。君の口から聞かせてもらいたい」と切り出し、それでも否認し続けた場合は警察の介入も考えても良いとのことであった。

2016 年 1 月

ワークショップで出た気づきをもとに第 1 回ワークショップの振り返りを行った。連絡系統の確認、面接者、面接場所、面接後の就寝場所、緊急受診について協議し、具体的な内容をプロトコルに落とし込む。

2016 年 3 月

気づきをもとに作成したプロトコルのたたき台を用いて協議。記載内容の確認と修正を行い、次回ワークショップ開催に向けて準備をする。

2016 年 9 月

第 2 回ワークショップを開催。修正したプロトコルのたたき台を用いてロールプレイを行う。具体的な対応が明記されたプロトコルがあれば、「次に何をすればいいのか」が分かりやすく、職員としても落ち着いて対応ができたように感じる。また、グループ討議ではロールプレイを観察していた職員からも意見が多く出てきたため、施設全体で活発な議論ができた。

④考察

・プロトコルの意義（施設にとって）

「ならさ」にとってプロトコルは、今まで職員間で協議、検討しても中々見いだせなかった課題の

ひとつであった「児童間性暴力」について研究者グループとワーキングチームが中心となり、ならさ職員全員が参加することで、より実践的（ならさ独自）なプロトコルになると確信している。

また、児童間性暴力だけでなくプロトコルが完成すると多方面にも活用でき、新人・ベテランとの対応の差が殆どない状況が予想され、職員各位、冷静に自信を持って対児童に対して、適切なアプローチが可能と思料する。

・本プロジェクト参加による変化（職員・施設システムへの影響）

本プロジェクトへ参加し、職員間で何か問題等があった場合への対応として、まず子どもの話を傾聴しつつ内容によっては報告を含めた応援要請を当事者である職員の判断により、行ってよいと確認できる場となった。

また、これは普段の生活場面でも活用できることもあり、現場で何か起きたときの初期対応として以前より行っている“全職員への一斉送信メール”も継続して活用することが連絡ツールの一つと考えた時に有効な手段の一つと再確認できた。ならさの他のマニュアル作りの参考にもなり内容は、違っても今回のプロトコルのように誰が見てもわかり、対応に一貫性があるマニュアル作りのお手本となったように感じ、策定に係る手順等にも生かせる考える。

・成果の活用

ならさプロトコルが完成すると今まで当施設で活用していた「危機対応マニュアル」の児童間性暴力に係るマニュアルを見直し、このプロトコルを活用していきたい。より良く活用するには、プロトコルを策定する経過を振り返りながら、緊急時にどのように活用でき、全職員が同じ目線で対応できるかを所内でも検討しながら、児童相談所との連携、保護者・学校関係等への報告等、より細かく実践的なプロトコルになるよう、活用しな

がら見直すところは見直していきたい。

・今後の課題

プロトコルが完成した後、今後、どのような方法で施設のマニュアルとして活かし又、見直しも含めた協議等を誰がどのように行っていくのかを検討していきたい。毎月実施している「主任会議」及び「年間行事等計画」等にも入れ、確認・協議する場を設け実施していきたいと考える。しかし、実際に問題が起き、プロトコルを活用する場面がないと確認及び協議に至らないこともあり、どの場面でプロトコルを活用するのか、所内でもう一度検討したい。

また所内で作業内容にもあったようにロールプレイを実施し、一つひとつ確認する作業をどのようにしていくかをワーキングチームで協議し、新たな問題行動等に対しても柔軟に対応できるようにしていくことが課題であるが、遠藤先生のご助言も頂き、ならさ独自のプロトコルになるよう、継続して協議していきたい。

IV. 措置変更児童（加害児童）への追跡調査

（神戸市立若葉学園 永田 政之）

「措置変更」というと何故か“失敗のケース”とか、“事故退所”という暗いイメージを持っている。それは若葉学園に長年勤めて感じる率直な気持ちである。中でも、児童養護施設から措置変更で入所してきた児童については、若葉学園を出る時も措置変更という言葉がついてくる。その際、あまり「いい出方」を準備してやれなかったことが悔やまれ、「措置変更」＝「負のイメージ」と定着してしまったように思われる。

近年、神戸市内外から措置変更で入所してくる児童は増加傾向にある。私が若葉学園に勤めて20年以上になるが、元いた児童養護施設に帰れた児童が3年前にやっと1ケース出た。“やっと”と表現したのは、前例が無かったのと、児童を引き

取ることを拒否的だった児童養護施設側を、児童相談所を通じて説得するのに労力を要したためである。しかしその後、元いた施設とは別だが児童養護施設にいいイメージで措置変更されていく児童が出るようになった。

神戸市内には13も児童養護施設が存在していることもあり、若葉学園と児童養護施設の緊密な連携は必須である。そのため、4年前から若葉学園を知ってもらうために、児童養護施設との連絡会を定期的を開催し理解を求めている。

ここでは自立支援出来なかった措置変更児童のケース報告を通じて、児童養護施設・児童相談所・若葉学園との連携を考えたい。

1. 自立支援出来なかった措置変更児童の二つのケース

（1）性的逸脱行為で入所してきた児童のリスク（再発）や支援の難しさやについて

児童養護施設内における性的逸脱行為で入所してくる児童は、「非社会的行為」とはいえ、児童自立支援施設の生活では、コミュニケーションの取り方や人との距離感に多少の問題はあっても、非行少年のようなエネルギーはない。その分大きな問題行動は少なく、表面的には適応しているように見える。彼らの課題は施設生活では顕在化しにくく、むしろ優等生であることも多い。しかし、いざ施設という“枠”から外れると、いとも簡単に問題再発してしまうケースが少なくない。

実際、2010年度～2015年度内で児童養護施設内での性的逸脱行為を主訴に本学園に措置変更された児童7名のうち、在園中もしくは退所後に問題再発したケースは4名（57.1%）と半数を越えている。ちなみに、在宅ケースで性的問題を主訴に入所した児童の問題再発率は10名中2名（20.0%）なので、歴然たる差がある。なお、本学園では性的問題を持つ児童には、児童心理士がロードマッ

プやフットプリント等なんらかの再発防止プログラムを全児童に個別に実施している。

児童養護施設で育った児童は施設の集団生活に慣れていることで、職員の前では適応的に過ごす「見せかけの力」がある。そのため、各個人が持つ生活上の課題が見えにくい。一方で、歪曲された愛着や内面的な葛藤を抱えている例が多く、支援に困難を要することが多い。

次に記すのは、性的逸脱行為で入所してきた措置変更児童のケースである。

【A のケース】

＜これまでに入所した施設歴＞

乳児院 → 児童養護施設 A → 児童自立支援施設 B
→ 児童養護施設 C (高校進学) → 若葉学園 → 第 1 種少年院

＜ケース概要＞

- ・管外から中卒（高 1 年齢）で入所のケース。
- ・保護者（実母は児童自立支援施設・少年院入所歴有り）からのネグレクトで生後 4 ヶ月から乳児院～児童養護施設 a で生活。
- ・小 3 の頃、施設内で性的被害にあう（2 学年上の男子の性器を舐めさせられる）
- ・中 1 の秋頃より下校時に女子高生に対して「何時ですか？」、「好きです」と声をかけ手を握ったり、通行を妨げたりする事を頻繁に行い児童自立支援施設 b に措置変更。
- ・中 3 卒業と同時に児童養護施設 c に措置変更(高校進学)。
- ・女子高生に対するストーカー行為と窃盗で高校は自主退学。児童自立支援施設（若葉学園）に措置変更。
- ・過年度で高校進学。5 月頃には下校時に学園近くに住む女子高生に対するストーカー行為と強制わいせつで逮捕 → 観護措置 → 第 1 種少年院送致。（現在

〈入所前～入所時〉

A のケースには次のような特徴があった。一つ

目に、通常ではあまり無い新規の中卒児童の入所協議であったことと。二つ目に、乳児期から児童福祉施設を利用し、思春期における 2 度の措置変更から、多くの愛着・信頼対象者の喪失を体験していること。三つ目に、A の問題の根底には愛着の問題が大きく、A を受入れたとしても支援には相当な困難が予想されたこと。以上 3 点より、本学園側から入所担当の管理職と担当寮長が、措置元の児童相談所に出向いた。そこで、担当福祉司、心理士と協議した上で、本児の意思を確認し入所に至った。10 月の入所だったため、当初の支援目標を以下の 4 点に設定した。

- ①信頼できる大人との関係を築くこと
- ②再度高校入学を強く希望していたため、施設生活のモチベーションを維持していくためにも、過年度での高校受験に向けて受験勉強を頑張ること
- ③性の問題へのアプローチとして、フットプリントを実施すること
- ④自己認知の修復などを措置元の担当福祉司、心理士、若葉学園の心理士と行っていくこと

〈入所時～高校入学前〉

事前に本学園に見学に来ていたこともあり、入所時は大きな混乱もなく過ごせていた。しかし、A は場の空気や相手の反応から気持ちを読み取ることが難しく、思ったことをすぐに口に出してしまうので、悪気はなくても他者に不快感を与えることがしばしばあった。また、他児との関わりの中で負け惜しみや批判など、自己防衛の強さが窺える発言が多く、周囲の評価に敏感な面が見られた。同年代や年上には媚びるような態度を見せ、女性には批判的な態度で接するなど、相手との力関係を判断しながら従属的、支配的な関係のとり方が特徴であった。

一学年下のクラス（中 3）に籍を置くが、マンガ（ドラゴンボール）やアニメのキャラクターの収集が趣味だったのと、幼稚な言動が重なり、ふ

ざけあうことがコミュニケーションの取り方になっていた。

受験勉強は前向きに取り組むことができていた。他児が職員に聞きながら勉強していく中、本児は分からない問題でも自分で調べて解くことが出来たので、受験勉強に関しては一目置かれていた。倍率の高い受験校だったが、例年の合格ラインには十分達していた。

〈高校入学～措置解除〉

高校は20名中15名が女子のクラスで、Aは驚いていた。女子との会話はほとんどなかったが、担任の女性教諭をはじめ、授業等で関係する教諭とは会話もはずみ、コミュニケーションは良好であった。

ゴールデンウィークが終わった頃から、学校が終わるとダッシュで駅まで走り、これまでより1、2本早い電車に乗る。学園の最寄駅で下車してから、稼いだ時間の範囲内で女子高生の後をつけるストーカー行為が始まった。Aのこの行為に対して、数名の女子高生が警察に相談している。この頃、学園の方向とは違う方向に歩いていた、必死の形相で汗だくで走っているAの姿を、学園職員は何度か目撃している。最終的に、Aは目をつけた女子高生の自宅玄関付近で待ち伏せし、無理やり抱き着きキスをするという行為に到ってしまう。後日、この件について逮捕されることとなり、第1種少年院送致となる。

〈支援の難しさ〉

少年審判において、裁判官から「これまで同種の犯罪を繰り返し、反省したと言っているが、今後同じことを繰り返さないためにどう考えているのか」と質問され、Aは次のように答えている。

- ア) 関係ない人に声をかけたりしない
- イ) 混雑しているところ以外では女性に近づかない
- ウ) 女性と極力関わらないようにする

Aは、表面上の場面だけを回避する、対症療法的なことだけを淡々と述べるだけだった。被害者やその家族に対して、また自身の内面に向き合う発言はなく、関係者からは落胆の表情が見られた。

施設の中では、幼稚な面もあったが大きなトラブルもなく、性問題再発防止のワークも前向きに受けていた。受験勉強も頑張り、「努力が認められた」とも話していた。4月から笑顔で登校していくAの姿を見て、本児の自信に繋がったと職員は考えていた。

現在、本児は少年院で性問題防止のプログラムを受けている。少年院退院後も家庭復帰の見通しはなく、引き続き、措置元の児童相談所担当者と協力して、本児の社会復帰を支援していくことになっている。

2 悪循環になった施設不適応児童

一般的な非行少年の深夜徘徊や怠学、喫煙や万引き、窃盗や原付バイクの無免許運転、暴力や破壊等は、「反社会的行為」といえる。もちろん、ケースによって個々の事情はあるが、それらの行為は「遊び型」「社会規範の乏しさ」「自制力の乏しさ」という言葉で括ることができる。よって、「自由にして保護された空間」が保障されている“枠のある生活”の児童自立支援施設プログラムをこなすこと自体に、「忍耐力・自制力を養う」「社会規範をからだで覚える」という意味付けがしやすく、また実際に効果も感じられる。

若葉学園のように小舎夫婦制で運営している場合、時に寮長である夫の父性が壁となり、時に寮母である妻の母性が児童を包み込む。この形が児童には分かりやすく、お互いに逃げ場のない濃密な関係性の上で、非行少年の育て直しが行なわれている。

しかし、中には児童自立支援施設の生活はこなせるが、退所後の生活場所が不確定で、将来の人

生イメージが形成しづらいがため、児童自立支援施設での生活が落ち着かないことも多く、結果的に少年院に措置変更になってしまうケースもある。次に記すBのケースがそれである。

【Bのケース】

＜これまでに入所した施設歴＞

乳児院 → 児童養護施設 → 若葉学園 → 観護措置（児童自立支援施設送致） → 住込み就職 → 逮捕（試験観察） → 初等少年院（短期） → 更生保護施設 → 第1種少年院

〈ケース概要〉

- ・乳児院（未婚実母が行方不明）
- ・児童養護施設（施設不適應、万引、喫煙等）
- ・中3、5月に若葉学園入所。無断外出を繰り返す。10月、観護措置。3月、中3卒業。
- ・学園卒業後、本学園の卒業生が経営する塗装店に住込み就職。家出。建造物侵入等で逮捕。試験観察（再度同じ塗装店に住込み就職）。家出。
- ・初等少年院（短期）
- ・更生保護施設。違法薬物を飲み窃盗 → 第1種少年院（現在）

〈入所前〉

児童養護施設からの無断外出、万引き、喫煙、火遊び、小学生に性的遊びを強要、海に飛び込みをさせる等の施設不適應で入所。

〈入所時～入所中〉

Bは、外で遊びたくて入所後すぐに4名で無断外出をする。その後も無断外出先での交遊がおもしろくなり、児童複数で無断外出を4回繰り返し観護措置が執られる。10月、児童自立支援施設送

致で若葉学園に戻ってくる。

〈中学卒業後〉

卒業後、職場実習を経て6月に学園の卒業生が経営する塗装店に住込み就職する。しかし、7月に家出をし、建造物侵入で逮捕される。9月に試験観察で再度同じ塗装店に住込み就職で帰るが、数日で家出をしてしまう。その後、初等少年院（短期） → 大阪府下の更生保護施設に行くが、2か月程度で同更生保護施設で出会った年長者をたよりに施設を退所。違法薬物を飲み、酩酊状態で自動販売機の商品を無理やり窃取しようとしていたところを逮捕される。その後、第1種少年院に送致され現在に至る。

〈心のよりどころの無い措置変更児童の支援の難しさ〉

Bは児童養護施設入所中に、万引きをした被害店舗と一緒に謝りに行ってくれた職員の気持ちに目を向けることが出来ないなど、共感性に欠ける部分が見受けられた。自分の行動が他人にどう受け取られるかというところまで考えが及ばないのである。そのため、年下の小学生に性的遊びを強要したり、海に飛び込みをさせる等を遊び感覚で行っていた。

若葉学園に来てから、本児はよく「俺が中学生になった時点で、児童養護施設の職員は、ほとんど俺よりも施設経験（勤務年数）が浅く、しかも若い。毎年のように担当が替わった。だから、いつも俺の方が上だった」「職員とは『めし、金』だけの会話で施設の生活は成り立っていた」と話していた。また、自分が年下の子を殴ったり、いわゆる“パシリ”に使ったりして指導を受けても、「何言っているんだ、俺は小さい頃からずっとやられてきた。何も知らないくせに、偉そうに言うな!」と言って、若い職員を黙らせたという話も聞かれた。

児童養護施設の生活の中で、Bの担当職員は異

動の都合上、頻繁に交替していた。このような環境下で、幼少期から特定の大人と深い関わりを持つことが出来なかったことが、B の共感性の欠如に繋がっていった可能性があると思われる。

若葉学園では、B が無断外出を繰り返す度に、自転車を盗られた被害者の方の気持ちや本児を心配して探している職員、また原籍校の教諭の気持ちを度々伝えてきた。しかし、B の中では無断外出先での遊びの楽しさが常に勝っていた。無断外出を繰り返している時は「もう若葉学園で頑張っても、元の児童養護施設には戻れない。なら、とことん遊ぼうと思っていた」、また、10 月の観護措置以降に無断外出が治まったのは「次に（無断外出を）やったら少年院に飛ばされると思ったからだ」と、後に本児は話している。

学園卒業後、B は本学園の卒業生が経営する塗装店に住込み就職させてもらった。卒業生には仕事の世話だけでなく、家具や布団を居住先に運んでもらうなど、様々な迷惑をかけている。さらに、試験観察で2回目のチャンスを与えてもらっても、B は結局その期待に応えることは無かった。鑑別所での面会を実施した際、いとも簡単に家出をし、残った家具等は気にも留めないB がそこにはいた。

1 回目の少年院での面会でB は、「思った以上にしんどくない。ここを出たら、どこも行き場が無いので更生保護施設に行きます。アルバイトをして自立します」と言っていた。少年院を退院した後、更生保護施設では「アルバイト探しをしても更生保護施設が住所では電話の段階で断られる」と不平不満ばかりをならべていた。一度、更生保護施設に許可を取り、尼崎市内に寮がある施設経験者に理解のある会社にB と見学に行った。その後、B は上記の事件で観護措置中に、その会社に行きたい旨（会社が雇用を承諾してくれたら保護観察で出ることができる）と、私にも協力して欲しいことを調査官に必死に伝えていたようである。

だがB は、鑑別所の面会時には一言も私にそのことを言わなかった。薬物の影響か、あまりにも本児が痩せていたので、私が「もう1回少年院に行って体を治して来い」と言ったら、B は素直に頷いていた。帰る家（又は会社の寮）があれば保護観察で出られることをB は知っていた。しかしそのことについて何も言わなかったことに、誰も頼れる身内がない、本児が生きてきた生活環境の厳しさを垣間見た気がした。

現在は少年院で職業訓練を受けている。「先生（私）が言ったようにここに来て正解だった。仮に尼崎の会社に行っても、またすぐ逃げ出していた」と、B は自己分析していた。どこか憎めないB には、これからも細く長く付きあって行くしかないと感じている。

3. 措置変更児童を受入れるに当たって児童養護施設に望むこと

児童養護施設職員から「担当者として幼少期から生活している児童に、出来ることは全てやってやりたい。途中で措置変更を考えるのは忍びない・・・」という声を聞くことがある。その気持ちを否定するわけではないのだが、「もう無理。二度と面倒をみたくない」という思いに達してしまう前に、児童相談所又は若葉学園に直接相談をしてほしい。

担当者、又は施設が限界まで当該児童を抱えてしまうと、措置変更になった途端に、児童養護施設職員が「やり終えた感」を抱いてしまうように感じるこれがこれまでの経験としてある。その表れの一つが、児童の「すべての荷物の移動」である。措置変更児童の幼少期からのアルバムをはじめとする、沢山の荷物を段ボール数個に詰めて、若葉学園に入所する日に持って来ることがしばしばある。措置変更児童の心は「見捨てられ感」で一杯だということを想像してほしい。「もうここに

は帰ってくることはできない」というような思いを、児童に抱かせてしまいかねない「すべての荷物の移動」は、やめてあげて欲しいというのが、受け入れ先の施設職員の本音である。このことから現在は、たとえ元の施設に戻れないのが分かっていても、入園時においては児童の荷物は半分だけ持参してもらい、残りは行事の参加や面会の際に少しずつ持って来てもらうようお願いしている。

先述したように、若葉学園では児童養護施設との連絡会を開催することによって、児童養護施設職員から見て、児童自立支援施設の敷居を低くする努力を行っている。若葉学園で生活している児童の姿に直に接していただき、理解を深めてもらっている。実際に、連絡会に参加した養護施設職員から、『「今度～～したら、若葉に行くことになるぞ!」という発言を慎む」との感想をもらうことがあった。「児童自立支援施設（若葉学園）＝ネガティブ」なイメージを払拭してもらうためにも、機会があればぜひ若葉学園に足を運んでもらいたい。

4. 児童相談所に望むこと

児童相談所のケースワーカーには、不適応を起こしている児童の情報をいち早くキャッチしてもらいたい。当該児童が生活する養護施設からの情報は、もしかすると手遅れの場合がある。例えばよく耳にするのが、中学校の生徒指導担当教諭からの「遅刻が多い → 欠席が増えた → どうも朝起きてないらしい」という報告である。この時点で「施設での生活は不調で、職員の指示にも従っていない」と判断することができる。そして、児童の一年後、二年後の見立てをし（児童養護施設の状況も勘案し）、児童が持つ可能性から、児童養護施設での生活を継続していく必要があるのか、もしくは児童自立支援施設での枠づけの支援が必

要なのかを見極めてほしい。

若葉学園への措置変更が決まったら、次に当該児童への動機づけに重点を置いてほしい。児童と担当ケースワーカー・心理士の間で、以下の2点を繰り返し確認する作業を行ってほしい。

（1）元の施設に戻るためだけに、児童自立支援施設でいい子でいることを良しとはしない。なぜ児童養護施設に居られなくなったか、児童が自分自身に向き合う課題を明確にする。課題に向き合うことが出来たら元の施設に戻れるか否かを伝える。

（2）「自分の課題と向き合う」ことを、児童自立支援施設での長期目標にする。

5. 児童自立支援施設の役割

措置変更が予定される児童が一時保護された段階（又は一時保護される前でも）で、児童自立支援施設が今後共に支援する施設として、各関係機関と情報を共有していくことが必要となる。そのために、これから（入所後）の課題の確認や、目標の設定の場にも積極的に出て行き、連携を強化していかなければならない。

入所後はただでさえ身内の面会等が少ない措置変更児童のために、行事等には積極的に元の施設の職員の参加を促すことも、重要な役割となる。

児童が自身の課題を乗り越えることが出来たら、児童相談所と協力して、元の児童養護施設に対して、再度迎えてほしい旨を打診し協議を重ねていくことが求められる。

児童養護施設から来た児童は、その出口がなかなか決まらないことが多い。受け手側の我々職員も、出来たら元の施設に帰してやりたいと強く思うところがある。そのため、何とか若葉学園の枠にはめ込もうとして、結果反発をまねき失敗にいたることに注意しなければならない。

自分の課題と向き合うことが出来た児童には適

切な評価を行っていく。そして、若葉学園に措置変更されたら最後、行き先がないというネガティブな考えではなく、若葉学園に措置変更されても頑張ったら次のステップに成長出来るというポジティブなイメージを創りあげていく。このイメージを、児童養護施設や児童相談所との間に共通理解として根ざしていくために、日頃からの緊密な連携と協働を行っていくことを目指していきたい。

若葉学園の支援を理解してもらうためには、上記した事柄に対して、組織が一体となって取り組んでいく継続的な努力が不可欠である。

V. 事実確認ガイドの意義

(神戸市こども家庭センター 篠原 拓弥)

高橋重宏ら（2005）が行った全国 550 か所の児童養護施設への調査によると、児童間暴力への対応に苦慮した経験のある職員は約 8 割であり、対応マニュアルの必要性を感じている職員は 8 割を超えている。特に、性暴力に関するマニュアルを必要としている割合が高く、全国の児童養護施設において、児童間性暴力への対応が困難であることが見て取れる。

性暴力事案の場合、「被害児童の告白や証言以外に客観的証拠性のある事実が乏しいため、被害児童自身から被害の事実を聞かねばならないが、虐待者からの口止めや脅し、大切な家族が自分のことを今まで通りには愛してくれなくなることを恐れ、被害を告白することに躊躇や拒否が強くみられることが多い」（八木・岡本，2012）と言われている。このように、児童から事実を確認することは難しく、事実確認が不十分なため適切な支援ができずに被害児童と加害児童を措置変更等により分離することで、事案解決とみなされる傾向にある。

また、面接者による当初の事実確認が不十分であった場合、2 度目以降の面接の同じ質問によっ

て、被害児童は繰り返し同じ話をする事となる。つまり、被害児童は、性的暴力の被害を再認識することとなり、その際、「再び精神的苦痛を受ける」、「身体的不調を訴える」といった 2 次被害を受ける可能性もある。

山田（2009）によると、「子どもは大人から同じ質問を繰り返し聞かれると、『自分の答えは間違っているのかもしれない』と考えて、前と異なる話をしてみたり、『同じことを聞かれるということは、信じてもらえてないのかな』と感じ、『信じてもらおう』として不要な脚色をしてみたり、被暗示性が高いために人に言われたことがあたかも自分に起こったことかのように混同したりしがちである」と言われているように、質問が誘導的にならないよう注意する必要がある。信頼性の高い証言を得るためには、事案発生直後に行われる初回の面接で事実を把握することが重要であり、その方法、内容について整理する必要がある。

性暴力の被害者に対して行われる事実確認の方法として司法面接がある。司法面接とは、虐待を受けた子ども等の 2 次被害を防ぐため 1 度の面接で「事実」を聞き取ることが目的とする方法論であり、誘導的にならずに子どもの証言が法的な証拠となるよう、ビデオ録画等を行い正確に記録できる面接方法である。

北大司法面接ガイドライン（仲，2010）では、

- ・面接者からは極力情報を出さずに、子どもの話を聞く。
 - ・コメントをしない。
 - ・クローズド質問をしない。
 - ・安易な応答をしたり、子どもの答えを言い換えたりしない。
 - ・表情、態度を中立（ニュートラル）に保つ。
- 以上のような注意点が挙げられている。

一般的に低年齢の児童は、「被暗示性」や「迎合性」が高いため、面接者の言葉 1 つに誘導される

可能性が高い。したがって、司法面接では、面接者から情報を与えるのではなく、児童が自由に自発的に話せるように促すことを重要視している。また、面接者によるコメントは極力控え、オープンクエスションを行うなどの配慮がされている。

面接者が共感的な面接を行った場合、親身な面接者に対して、性的暴力の話をするに強いストレスを感じ、告白することに対する「ためらい」や「拒否」も見られる。

感情に焦点化し、児童への共感が重視されるカウンセリングとは異なり、事実確認面接は、事案の事実を正確に捉えることを目的とする。したがって、面接者は共感的で感情を表出するのではなく、中立的な表情、態度で面接を行うことが必要である。

このように面接者が注意すべき点が述べられているが、具体的な方法や内容に関する先行研究は少ない。また面接時の注意点について認知していたとしても実際に面接を行うことが困難な場合や、過度に慎重になり面接をするまでに時間がかかる場合も考えられる。

原田（2010）は、その著書の中で、「密室性が高く、目撃証言も乏しく、多大なダメージを与える性的虐待には被害者の心身状態に配慮し、ダメージを最小限にした特別な被害確認面接の技法での確認が必要となります。そのためには綿密なガイドラインを策定し、一刻も早く被害確認面接の導入は不可欠です」という児童養護施設職員の意見を紹介しているように、児童間性暴力事案の事実確認に対して困難さを感じている職員が少なくないことがうかがえる。

したがって、本研究の中で複数の児童養護施設において児童間性暴力に対応した経験のある職員に対してインタビュー調査を行い、データを分析することで児童間性暴力事案発生時に活用できる事実確認ガイドを作成した（参考資料参照）。

児童養護施設において児童間性暴力事案が発生した際に、「事実確認に関するガイドライン」があれば、経験に頼ることなく、発見した職員が直後から適切な事実確認を行うことが可能であり、また具体的な対応を記入しておくことで、発見した職員は客観的な視点でガイドライン通りに対応することができると思う。

事実確認ガイドでは「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」の4W1H、インタビューや先行研究より考えられる具体的な性暴力を中心とした項目を挙げ、性的暴力の広がりや過去の被害体験についても聞き取れるものとした。

HF - 1（事案発生直後の被害児童に対する事実確認ガイド）、KF - 1（事案発生直後の加害児童に対する事実確認ガイド）は、基本的には同様の項目を聞く形となっている。4W1Hを基本とし、性暴力の有無、具体的な性暴力の内容、接触性暴力か非接触性暴力かどうかを確認することを目的とする。つまり、それ以外は、聞き取らず、面接者による気づきは、所感の欄に自由記述するものとした。緊急受診が必要な場合は、現場の判断で対応する必要がある。（参考資料1ー表1.表2）

HF - 2（事案発生後24時間以内の被害児童に対する事実確認ガイド）では、性暴力の回数や頻度といった深刻度に焦点を当て、これまでの性暴力の被害の態様について聞き取るものである。KF - 2（事案発生後24時間以内の加害児童に対する事実確認ガイド）も基本的には、HF - 2と同様の項目であるが、加害児童も過去には被害を受けている可能性もあるため、KF - 2+で、過去の被害についても聞き取る形をとっている。これは、加害児童を単に「悪者」扱いするのではなく、その背景を理解し、適切な支援につないでいくためである。（参考資料1ー表3.表4.表5）

事実確認ガイド作成後、本ガイドを用いてロールプレイを行った結果、面接で聞き取る項目が明

確化されているため、面接者が困惑することも少なく、適切な事実確認を行うことが可能となった。事実確認ガイドの存在が面接者の心理的余裕を生み、当該児童を適切な支援に結び付けられると考えられる。したがって、事実確認ガイドの必要性が高いことがわかった。

また、事実確認ガイドの作成を通して、面接者の態度や姿勢が加害児童からの事実確認に影響していることが見受けられた。例えば、加害児童に対して「どうしたの？」という質問をした場合、児童は返答を拒否したり「何もない」と否定しやすい。また、面接後に被害児童に対して口止めをすることで、「自分の行為が職員にはばれることはない」と考え、面接中には否認を続ける可能性もある。しかし、面接者は「何があったかは被害児童から聞いているよ」と伝えてから質問することで加害児童は否認することが難しくなり、言い逃れをすることなく答えられると考える。

したがって、虚言や黙秘・否認を続ける加害児童に対して、事実確認をする際には、被害児童から正確な事実確認を行う等、客観的事実を把握し、その事実を前提に面接をすることが肝要である。また、被害児童による事実の告白について、加害児童からの報復を受ける恐れもあるが、被害児童は「絶対に守る」という職員の姿勢を示し、生活の場を分離するなどの対応も必要となる。

児童養護施設職員が事実確認を行う際の態度・姿勢については、感情的なアプローチでは事実確認が不十分になり、否認や虚言を誘発する要因になる可能性が高い。したがって、事実のみに焦点を当て、中立的な立場でたんたんとしたアプローチが適切である。

バイスティックが、その著書の中でケースワークの原則として7つ挙げているように、「個別化」「意図的な感情の表出」「統制された情緒的関与」「受容」「非審判的態度」「クライアントの自己決

定」「秘密保持」は、一般的な面接では重視される。しかし、児童間性的暴力の事実確認に関しては、「受容」や「意図的な感情の表出」が必要な場合もあるが、面接者や児童が感情を前面に出すことで、事実が不明確になり、児童の記憶が汚染されてしまう可能性が高いため、感情面のやり取りよりも、むしろ事実確認のみに焦点を当てるべきである。

また、児童養護施設職員による面接は加害児童に対して、「悪者探し」をするような面接や、誘導尋問をするのではなく、「事実と向き合う」ことを目的としているのである。加害児童を罰するのではなく、事実を告白すれば、「今後のことは一緒に考えていこう」という加害児童を支えていく姿勢で面接に臨むことが大切である。

VI. まとめにかえて（今後の展望と課題）

（関西福祉科学大学 遠藤 洋二）

本研究は、児童養護施設職員が持つ「臨床の知」を継承できる「実践知」に変え、可視化する取り組みであり、前例のない極めて独創的な研究である。現場の職員との協働により、3施設のプロトコルが完成し、施設に設置されることになった。また、2施設でプロトコル策定のプログラムがスタートし、学会発表等により本研究を知った複数の施設から問い合わせがあるなど、予想以上の反響を得ることができた。

M-D&Dのプロセスから見れば、次は、設置されたプロトコルの効果を測定することであるが、本プロトコルの対象は児童間性暴力であり、プロトコルの策定作業そのものが、児童間性暴力の防止に寄与するとの仮説に基づいていることから、仮説が正しければ児童間性暴力は発生せず、したがって、プロトコルの効果測定を実践場面で行うことが困難になるという皮肉な結果を生み出している。

しかしながら、施設職員がプロトコル策定のプロセスにおいて、相互コミュニケーションの増加やそれまで正面から議論することがなかった性の問題についてオープンに話し合うことができるようになったなど、質的な変化も与えたとの印象を関係者から聞くことができた。

プロトコルを設置した施設においては、今後も研究者グループが関わり、プロトコルの改善や研修など形骸化させない工夫が必要である。

本研究においては、前例のない取り組みであったため、膨大な時間とエネルギーを要した。今後、本プロトコルが多く施設で活用されるために、効率的な策定と研究者グループの各自がファシリテーターとして他の施設に介入できる体制づくりを検討している。

また、本プログラムに関する広報も重要であり、ホームページを開設し、プロトコル策定を施設独自でできるよう、プロトコル策定までの手順、関連資料の提供などを行いたい。

新たにプロトコルを導入する施設では、知的能

力の低い児童の性問題行動が取り上げられており、知的障害児に対応できる方法論も模索する予定である。

本研究の最終的な目標は、施設が持つ臨床の知を実践場面に生かすための方法論を、M-D&Dを参考にプログラム化したものである。研究代表者はその手法を「PB-D&D」(Practice Based Design and Development)とし、施設などの集団が持つシステム上の問題を自らの手で発見し、改善するための手法と位置付け汎用化したいと考えている。

ワーキングチームを中心とした現場の職員、研究者グループには、日常業務多忙な中、多くの労力を注いでいただいた。そのような力によって、当初予定した以上の成果を挙げ、関係者から高い注目を浴びる方法論として認知されるようになったことに感謝申し上げたい。

また、何より本研究を実施することが可能となったのは、公益財団法人日工組社会安全研究財団による助成の賜物であり、関係者各位に御礼を申し上げます。

参考資料1:事実確認ガイド

表1: 事実確認ガイド (HF-1)

HF-1		児童間性的暴力事案 事実確認ガイド フェーズ1(事案発生直後)					
被害児童				記入者名			
記入年月日	/ /	児童 氏名			性別		学年 年齢
発生日時(時間帯)	/ / ()						
場所	加害児童の居室		被害児童の居室		その他()		
加害児童	氏名				性別		学年 年齢
性的暴力の態様							
非接触性的暴力	性行為を見せる	自慰行為の強要	裸になることの強要	その他()			
接触性的暴力	キスの強要	身体的愛撫・舐める()			その他()		
	手指・異物の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口			
	性器の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口			
	射精	無 / 有	場所	膣内 / 肛門 / 口内 / 体外 / その他			
緊急受診の要否 (養護課長に連絡)	必要	不要	※ 養護課長に確認				
他の加害児童の有無	無 / 有	人数	名				
		氏名					
主導の加害児童	氏名				性別		学年 年齢
他の被害児童の有無	無 / 有	人数	名				
		氏名					
所感							

表2:
事実確認
ガイド
(KF-1)

KF-1

児童間性的暴力事案 事実確認ガイド フェーズ1(事案発生直後)

加害児童		記入者名			
記入年月日	/ /	児童氏名		性別	学年 年齢
発生日時(時間帯)	/ / ()				
場所	加害児童の居室	被害児童の居室	その他()		
加害児童	氏名		性別		学年 年齢

性的暴力の態様

非接触性的暴力	性行為を見せる	自慰行為の強要	裸になることの強要	その他()
接触性的暴力	キスの強要	身体的愛撫・舐める()		その他()
	手指・異物の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口
	性器の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口
	射精	無 / 有	場所	膣内 / 肛門 / 口内 / 体外 / その他
緊急受診の要否 (養護課長に連絡)	必要	不要	※ 養護課長に確認	

他の被害児童の有無	無 / 有	人数	名
		氏名	

他の被害児童の有無	無 / 有	人数	名	
		氏名		
主導の加害児童	氏名		性別	学年 年齢

所感	
----	--

表 3 : 事実確認ガイド (HF-2)

HF-2

児童間性的暴力事案 事実確認ガイド
フェーズ2(事案発生後24時間以内)

被害児童				記入者名			
記入年月日	/	/	児童氏名		性別		学年年齢
最初の被害はいつか？ 日付(時間帯)	/ / ()						
これまでの被害回数	回						
被害の頻度	毎日	週	回	月	回	不定期	
場所	加害児童の居室	被害児童の居室	その他()				

これまでの性的暴力の態様

非接触性的暴力	性行為を見せる	自慰行為の強要	裸になることの強要	その他()			
接触性的暴力	キスの強要	身体的愛撫・舐める()			その他()		
	手指・異物の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口			
	性器の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口			
	射精	無 / 有	場所	膣内 / 肛門 / 口内 / 体外 / その他			
どのように 行為は始まるのか	暴力・脅迫を伴う誘い	暴力・脅迫は伴わない が断れない誘い		その他()			
どのように 行為は終わるのか	射精するまで	その他()					
行為後に何かされたか	無	暴力	口止め・脅し	その他()			
どのように 対処してきたか							
加害児童に どうしてほしいのか							

身体的暴力の有無 (内容)	無 / 有	内容	
心理的暴力の有無	無 / 有	内容	

所感

表4：事実確認ガイド（KF-2）

KF-2		児童間性的暴力事案 事実確認ガイド フェーズ2(事案発生後24時間以内)					
加害児童				記入者名			
記入年月日	/ /	児童氏名			性別		学年年齢
最初の被害はいつか？ 日付(時間帯)	/ / ()						
これまでの被害回数	回						
加害の頻度	毎日	週	回	月	回	不定期	
場所	加害児童の居室	被害児童の居室	その他()				
これまでの性的暴力の態様							
非接触性的暴力	性行為を見せる	自慰行為の強要		裸になることの強要		その他()	
接触性的暴力	キスの強要	身体の変態・舐める()			その他()		
	手指・異物の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口			
	性器の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口			
	射精	無 / 有	場所	膣内 / 肛門 / 口内 / 体外 / その他			
どのように 行為は始まるのか	暴力・脅迫を伴う誘い	暴力・脅迫は伴わない が断れない誘い		その他()			
どのように 行為は終わるのか	射精するまで	その他()					
行為後に何かしたか	無	暴力	口止め・脅し		その他()		
身体的暴力の有無 (内容)	無 / 有	内容					
心理的暴力の有無	無 / 有	内容					
家族からの被害の有無	無 / 有	親からの 性的虐待	親同士の性交を 見た	AV等を見せられた	その他()		
過去の被害体験	無 / 有	「有」の場合 ⇒ KF-2* へ					
所感							

表 5：事実確認ガイド（KF-2+）

KF-2+ 児童間性的暴力事案 事実確認ガイド
フェーズ2(事案発生後24時間以内)

過去の被害体験									
過去の被害体験	無 / 有								
日時 何歳の時か	/		/		()		歳ごろ		
場所	加害児童の居室		被害児童の居室		その他()				
だれから	氏名					性別		学年 年齢	
非接触性的暴力	性行為を見せる		自慰行為の強要		裸になることの強要		その他()		
接触性的暴力	キスの強要		身体的愛撫・舐める()				その他()		
	手指・異物の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口					
	性器の挿入	無 / 有	場所	膣 / 肛門 / 口					
	射精	無 / 有	場所	膣内 / 肛門 / 口内 / 体外 / その他					
回数 / 頻度	回数	回			頻度				
どのように 対処してきたか									

身体的暴力の有無 (内容)	無 / 有	内容	
心理的暴力の有無	無 / 有	内容	

<引用文献・参考文献>

- 赤川学(1996)「性への自由・性からの自由」、『ポルノグラフィの歴史社会学』、青弓社
- D. C. アギュララ(1997)「危機介入の理論と実際」、川島書店
- 浅井春夫(2016)「沖縄戦と孤児院」、吉川弘文館
- 荒木伸怡(1997)「非行事実の認定」、弘文堂
- 荒牧重人(2008)「子ども支援の相談・救済」、『子どもが安心して相談できる仕組みと活動』、日本評論社
- アリソン・マクレラン、ポール・スミス()「オーストラリアにおける社会政策」、『社会実践のための基礎知識』、第一法規
- M・アルドリッジ、J・ウッド(2004)「子どもの面接法」、『司法手続きにおける子どものケア・ガイド』、
- アンデシュ・ニューマン・ベリエ・スペンソン(2008)「性的虐待を受けた少年たち」、『ボーイズ・クリニックの治療記録』、新評論
- アントン・オブホルツァー、ヴェガ・ザジェ・ロバーツ(2014)「組織のストレスとコンサルテーション」、『対人援助サービスと職場の無意識』、金剛出版
- 飯田邦男(2010)「家裁の調査面接における『事実をとらえていく技術』」、『司法福祉学研究 第10巻』、日本司法福祉学会、74-94
- 石井小夜子(2001)「少年犯罪と向き合う」、岩波新書
- 市川和彦(2002)「続・施設内虐待」、『克服への新たな挑戦』、誠信書房
- 市川和彦(2016)「施設内暴力」、『利用者からの暴力への理解と対応』、誠信書房
- 市川和彦(2012)「“追い込まれ”による虐待を考える：施設内暴力と援助者のセルフコントロール」、『知的障害福祉研究 / 日本知的障害者福祉協会 編』、日本知的障害者福祉協会、23-25
- 井上新二(2013)「児童養護施設の子どもたちの思いと願い」、明石書店
- 猪瀬慎一郎(2001)「少年審判制度の基本問題」、『少年法の新たな展開』、有斐閣、55-84
- Brian Williams(2002)「Reparation and Victim-Focused Social Work, Jessica Kingsley Publishers」、
- Brian Williams(2005)「Victims of Crime and Community Justice, Jessica Kingsley Publishers」、
- 上鹿渡和宏(2016)「欧州における乳幼児社会的養護の展開」、『研究・実践・施策協働の視座から日本の社旗的養護への示唆』、福村出版
- 内海新祐(2013)「児童養護施設の心理臨床」、日本評論社
- 海野千畝子、杉山登志郎(2009)「児童養護施設における施設内性的被害課題の現状と課題」、『子ども虐待とネグレクト 第11巻第2号』、日本子ども虐待防止学会、172-181
- A・ジェンキンス(2014)「加害者臨床の可能性」、『DV・虐待・性暴力被害者に責任をとるために』、
- 英国内務省・英国保健省(2007)「子どもの司法面接 ビデオ録画面接のためのガイドライン」、誠信書房

- 大久保牧子・山本恒雄(2013)「問題行動により、児童養護施設で不適応を起こした児童の支援」、日本子ども家庭総合研究所、1-17
- 太田敬志(2005)「子どもたちと育みあうセクシュアリティ - 児童養護施設での性と生の支援実践 -」、かもがわ出版
- 大原天青・楡木 満生(2008)「児童自立支援施設入所児童の行動特徴と被虐待経験の関係」、日本発達心理学会、353-363
- 小木曾宏(2010)「児童養護施設・児童自立支援に入所する児童の現状と支援施策の課題」、国立社会保障・人口問題研究所、396~406
- 小木曾宏、小林英義(2009)「児童自立支援施設これまでとこれから」、生活書院
- 小木曾宏(2009)「改めて児童自立支援施設に求められているものとは何か」、『児童自立支援施設これまでとこれから』、生活書院
- 越智啓太(2011)「司法面接と子どもに対する耐誘導トレーニング」、『子どもの虐待とネグレクト 第13巻第3号』、日本子ども虐待防止学会、326-330
- T. J. カーン(2009)「回復への道のり パスウェイズ」、誠信書房
- 柏女霊峰(1994)「児童福祉施策の再構築: 児童福祉から子ども・子育て福祉『ウェルビーイング』へ」、『社会福祉研究, 第61号』、鉄道弘済会、42-48
- 加藤暢夫(2004)「児相における事実認定排除論への疑問-『そだちと援助』、第6号、そだちと援助発行グループ』、22-30
- 加藤純(2001)「児童虐待への介入に際するリスクアセスメント・モデル」、『ソーシャルワーク研究, Vol. 26 No. 4』、相川書房、37-43
- 河 東 田 博 (2009) 「 Deinstitutionalization and Community Living in Australia, Norway, Holland and Japan 」、現代書館
- 加茂陽(2002)「児童福祉施設における対応が困難な事例への処遇報の構築『問題のノーマライ人具の概念を土台として』、『社会福祉学 Vol. 43-1, No. 66』、日本社会福祉学会
- カリフォルニア開発的カウンセリング協会 (2002)「クライシス・カウンセリングハンドブック」、誠信書房
- 菅野恵・元永拓郎(2007)「児童養護施設入所児童における年齢層と問題行動との関連についての研究『複数事例の検討も含めて』、『学校メンタルヘルス 2006 Vol. 9』、日本学校メンタルヘルス学会
- 喜多一憲(2012)「施設で育った子どもたちの語り」、明石書店
- 北川清一、田口美和、塩田規子(2008)「児童養護実践の崩壊と再生の過程に関する事例研究」、『ソーシャルワーク研究 135』、相川書房、56-66
- 木全和己(2010)「児童福祉施設で生活する『しょうがい』のある子どもたちと『性』教育支援実践の課題」、福村出版
- Jie Qi()「Deconstructing the Child's Nature Language, Technology and Pedagogy」、『宇都宮大学国際学部研究論集』、

- N. Gilbert・H. Specht (1977)「The Incomplete Profession」、『Integrating Social Work Method George Allen & Unwin Ltd』、219-232
- 国分美希(2007)「子どもの暴力と心の育ち『児童養護施設の現場から』、『心と社会 38 巻 1 号 特集 子どもの攻撃性と暴力』、日本精神衛生会
- 黒川 真咲(2011)「『安心』『安全』への取り組み 『特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって』 -- 『児童養護施設の現場から』、子どもと福祉 Vol. 4、16-21
- 黒田邦夫(2009)「児童養護施設に何が起きているのか」、『福祉・保育現場の貧困』、明石書店、106-119
- 厚生労働省(2012)「平成 23 年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況」、http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html
- 厚生労働省(2015)「児童養護施設入所児童等調査結果」、厚生労働省雇用均等・児童家庭局、1-32
- 子どもの村福岡(2011)「国連子どもの代替養育に関するガイドライン—SOS子どもの村と福岡の取り組み」、福村出版
- 小松源助(1988)「ソーシャル・サポート・ネットワークの実践課題：概念と必要性」、『社会福祉研究, 第 42 号』、鉄道弘済会、19-24
- 五味靖(2009)「参与観察にみる男子高齢児寮での自立概念をめぐって『II-3 部会 』、『児童自立支援施設における『児童評価表』の構造と機能 』、日本教育社会学会、127-128
- 才村純(2005a)「子ども虐待ソーシャルワーク論」、有斐閣
- 才村眞理(2005c)「少年非行における児童福祉の役割：児童相談所の実態を踏まえて」、『犯罪と非行, 第 144 号』、日立みらい財団、66-98
- 早乙女智子(2009)「10 代女性の性の現状」、『女性のライフステージと医療的課題』、日本医師会、905-1046
- 酒井佐枝子・稲垣由子・樋口耕一・加藤寛(2011)「児童養護施設内における子ども間暴力の内容と対応の分析」、『子どもの虐待とネグレクト 13 (1)』、金剛出版、115-124
- 酒井 佐枝子・樋口 耕一・稲垣 由子 他(2009)「児童養護施設内における暴力内容に関する調査研究—暴力の全体的傾向」、『心的トラウマ研究 第 5 巻』、兵庫県こころのケアセンター、19～27
- 酒井肇、酒井知恵、ドーン・アナ、ブルース・ベック(2013)「たましいの共鳴」、『コロンバイン高校、付属池田小学校の遺族が紡ぐいのちの絆』、明石書店
- 酒井肇・知恵・池埜聡・倉石哲也(2004)「犯罪被害者支援とは何か：附属池田小事件の遺族と支援者による共同発信」、ミネルヴァ書房
- 櫻谷眞理子(2011)「児童養護施設における生活指導・援助の課題 『特集 生活指導における生活指導職の専門性』、エイデル研究所、27-39
- 笹川宏樹(2011)「奈良県児童相談所における被害確認面接の実施上の困難点と課題」、『子どもの虐待とネグレクト 第 13 巻第 3 号』、日本子ども虐待防止学会、347-351
- 佐藤光市(2012)「児童相談所一時保護所のセーフティネットの揺らぎと課題」、『福祉研究 / 日

- 本福祉大学社会福祉学会 編. 』、日本福祉大学社会福祉学会、37～46
- 沢登俊雄(1999)「少年法」、『中公新書』、 48
- Jie Qi()「Deconstructing the Child's Nature Language, Technology and Pedagogy」、
『宇都宮大学国際学部研究論集』、
- 芝野松次郎(1990)「社会福祉援助技術の過程-社会福祉援助技術総論-」、ミネルヴァ書房、106-124
- 芝野松次郎(2015)「ソーシャルワーク実践モデルのD&D」、有斐閣
- 芝野松次郎(2005a)「社会福祉実践モデルの開発と理論：ポリティック・アプローチに基づき実践モデルのデザイン・アント・ディバトメント」、『有斐閣』、
- 芝野松次郎(2005b)「エビデンスに基づくソーシャルワーク実践的理論化：アカウンタブルな実践へのプラグマティック。アプローチ」、『ソーシャルワーク研究, Vol. 31 No. 1』、相川書房、20-29
- 芝野松次郎、小野セレスタ摩耶、平田祐子(2013)「ソーシャルワークとしての子育て支援コーディネート」、『子育てコンシェルジュのための実践モデル開発』、関西学院大学出版会
- 司法福祉学会 (2012)「司法福祉」、生活書院
- 島根県中央児童相談所(2011)「児童養護施設における性教育プログラム資料・台本集：幼児・小学校低学年向け」、島根県中央児童相談所、2-90
- 社会福祉教育学校連盟 (監) (2015)「ソーシャルワーク・スーパービジョン論」、中央法規出版
- 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会(2015)「福祉事業者における苦情解決の取り組み」、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
- 社会保障審議会児童部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(2006)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第2次報告」、社会保障審議会
- 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会(2011)「女性、子どもたちへの性暴力」、『被害の現状と支援を探る』、東京都社会福祉協議会
- 社団法人 日本社会福祉士会(2013)「躍進するソーシャルワーク活動」、『震災』『虐待』『貧困・ホームレス』『地域包括ケア』をめぐって』、中央法規
- T. J, シュタイン・T. L. ザブニッキ(1988)「児童福祉インテーク：意志決定のための実践ハンドブック」、ミネルヴァ書房
- ”ジュリエット・コービン
- アンセルム・ストラウス
- (2012)「質的研究の基礎[第3版]」、医学書院 ”
- W, シュワルツ(1978)「個人的な問題と社会的な問題：ソーシャルワークの仕事は一つか、それとも二つか」、『現在アメリカの社会福祉論』、ミネルヴァ書房
- 生島浩(2011)「非行臨床の新潮流」、『リスク・アセスメントと処遇の実践』、金剛出版
- 菅野恵, 元永拓郎(2007. 1)「児童養護施設入所児童における年齢層と問題行動との関連についての研究『複数事例の検討も含めて』」、『学校メンタルヘルス 2006 Vol. 9』、日本学校メンタルヘルス学会

- 杉山登志郎・あいち小児保健医療総合センター(2008)「性的虐待のケアと介入に関する研究『児童養護施設における性的虐待対応マニュアル』の作成」、『児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』、平成18年度 厚生労働科学研究費(子ども家庭総合研究事業)、381-419
- 杉山登志郎、海野千畝子(2009)「児童養護施設における施設内性的被害加害の現状と課題」、『子どもの虐待とネグレクト 11(2)』、金剛出版、172-181
- 杉山登志郎、あいち小児保健医療総合センター()「性的虐待のケアと介入に関する研究『その2 児童養護施設の施設内性的虐待への対応』」
- 杉山登志郎、あいち小児保健医療総合センター()「性的虐待のケアと介入に関する研究『児童養護施設における性的虐待対応マニュアル』の作成)」
- 鈴木幸雄(2002)「児童養護施設における児童の問題行動と保護者の抱える問題に関する実証的研究」、『北海道医療大学看護福祉学部紀要』、三陽印刷株式会社
- 鈴木政夫(1993)「人権としての児童福祉と労働：実践のための児童福祉論をめざして」、ひとなる書房
- 全国児童自立支援施設協議会(1999)「全国児童自立支援施設 運営ハンドブック」、三学出版
- 全国児童自立支援施設協議会(2011)「全国児童自立支援施設運営実態調査」、全国児童自立支援施設協議会
- 全国児童自立支援施設協議会(2009)「児童福祉施設における非行等児童への支援に関する調査研究報告書」、全国児童自立支援施設協議会
- 蘇 珍伊(2014)「児童養護施設における被虐待児の問題行動および支援のあり方に関する研究」、中部大学現代教育学部、45-53
- 多賀太・山口季音・狩野博美 他(2012)「児童養護施設における暴力の実態：A県管轄下の全施設調査から」、『関西大学人権問題研究室紀要』、関西大学人権問題研究室、99-124
- 高塚雄介(2007)「子どもたちの攻撃性と現代社会」、日本精神衛生会、10-15
- 高橋重宏(2005)「児童養護施設における権利擁護の実態に関する研究『その1』 児童養護施設における子ども同士の権利侵害に関する意識調査」、『子ども家庭総合研究紀要『総合愛育研究紀要』』、日本子ども家庭総合研究所 http://www.aiiku.or.jp/member/m_rsearch_list.php、7-14
- 高橋重宏(2005)「児童養護施設における権利擁護の実態に関する研究『その2』 児童養護施設における子ども同士の権利侵害事例対応指針策定のためのインタビュー調査」、日本子ども家庭総合研究所 http://www.aiiku.or.jp/member/m_rsearch_list.php、
- 高山直樹(2012)「虐待と支援」、『知的障害福祉研究』、日本知的障害者福祉協会、13-15
- 田蔦誠一(2009)「児童福祉施設における施設内暴力の解決に向けて『個別対応を応援する[仕組みづくり]の必要性とその一例としての[安全委員会方式]の紹介』」、心理臨床研究会
- 田蔦誠一(2009)「児童福祉施設における施設内暴力の解決に向けて『その2 施設全体で取り組む[安全委員会]方式』」、
- 田蔦誠一(2005)「児童福祉施設における施設内暴力の解決に向けて一その1. 児童間暴力の実態

- とその連鎖」 、心理臨床研究会
- 田嶋誠一(2005)「児童福祉施設における施設内暴力の解決に向けてーその 2. 施設全体で取り組み『安全委員会』方式ー」 、心理臨床研究会
- 田嶋誠一(2009)「児童福祉施設における施設内暴力の解決に向けて一個別対応を応援する『仕組みづくり』の必要性とその一例としての『安全委員会方式』の紹介ー」 、心理臨床研究会
- 田嶋誠一(2011)「児童福祉施設における暴力問題の理解と対応」 、金剛出版
- 田嶋誠一(2008)「個別対応をする『仕組みづくり』と『臨床の知恵の集積』の必要性」、『児童福祉施設における施設内暴力の解決に向けて』、694-705
- 田嶋誠一()「児童福祉施設における施設内暴力の解決に向けて『その 2 施設全体で取り組む{安全委員会}方式』」、
- 田城利明(2005)「平成 17 年度全国児童相談所長会議を終えて：非行相談全数調査 医療との連携必要」、『厚生サロン, 第 313 号』、日本厚生協会、48-50
- 多田伝生()「児童相談所における司法面接『事実確認面接』の在り方と課題等について」、『北海道児童相談所研究紀要 第 30 号』、北海道児童相談所、1-36
- 多田 伝・佐藤 薫・藤本 真由美 [他](2011)「児童相談所における司法面接『事実確認面接』の在り方と課題等について」、北海道中央児童相談所 、1-45
- 田中島晃子(2003)「暴力とソーシャルワーク：児童虐待とソーシャルワーク」、『ソーシャルワーク研究, Vol. 29 No, 1, 相川書房、18-27
- 田中康雄(2012)「児童生活臨床と社会的養護『児童自立支援施設で生活すること』」、金剛出版
- 田中晶子(2011)「心理学における子どもの証言研究」、『子どもの虐待とネグレクト 第 13 巻第 3 号』、日本子ども虐待防止学会、352-357
- 田中晶子(2009)「司法面接を使った 3 歳児への面接事例より：量的分析の報告」、『子どもへの事実確認面接』、四天王寺大学、63-74
- 田村健二(1986)「養護施設における不適応行動児童の処遇に関する研究-1-A. 困難継続児について」、東洋大学社会学部、79-146
- 千葉和夫(2012)「リロケーションダメージからの回復過程とレクリエーション活動支援との接続に関する考察：被災された高齢者の方々の心の復興を願いながら…」、『日本社会事業大学研究紀要』、日本社会事業大学研究紀要 / 日本社会事業大学 [編].、95~107
- チャイルド・ディベロップメント・インスティテュート(2012)「反社会的行動のある子どものリスク・アセスメント・リスト」、明石書店
- 津崎哲郎(1987b)「児童相談所におけるソーシャルワークと福祉ネットワーク：養護児童の援助プロセスを通じて」、『ソーシャルワーク研究, Vol. 13 No, 1』、相川書房、14-21
- 津崎 哲雄(2010)「養護児童の声 社会的養護とエンパワメント」、福村出版
- 手嶋昭子(2016)「親密圏における暴力」被害者支援と法』、信山社
- 東京都福祉保健局(2005)「児童相談所の非行相談と児童自立支援施設の現状調査結果を公表：児

童相談所と児童自立支援施設の合同調査」、東京都福祉保健局

内閣府大臣官房政府広報室(2001)「少年非行問題等に関する世論調査」、Retrieved 2006年9月10日, from <http://www8.cao.go.jp/survey/h13/h13-syonenhikou/index.html>

仲真紀子(2011)「NICHD ガイドラインにもとづく司法面接研修の効果」、『子どもの虐待とネグレクト 第13巻第3号』、日本子ども虐待防止学会、316-325

仲真紀子(2011)「司法面接の特徴とNICHDプロトコル」、『北海道児童相談所研究紀要 第31号』、北海道児童相談所、37-45

仲真紀子(2010)「子どもによるポジティブ・ネガティブな気持ちの表現：安全、非安全な状況にかかわる感情語の使用」、『発達心理学研究』、日本発達心理学会、364-375

中垣真通(2009)「児童養護施設における暴力防止システム構築に向けた技術支援」、『静岡県児童相談紀要 第40号』、静岡県中央児童相談所、22-27

中村雄二郎(1992)「臨床の知」、岩波新書

中山万里子(2011)「児童養護施設における子ども暴力」、『白鷗大学教育学部論集』、白鷗大学教育学部、155～181

檜原真也(2015)「子ども虐待と治療的役割」、『児童養護施設におけるライフストーリーワークの展開』、金剛出版

日本弁護士連合会(2008)「子どもの権利ガイドブック」、明石書店

根岸悦子(1984)「いのちと性を学びあう」、太郎次郎社

Christine Barter(2003)「Abuse of children in residential care」、http://www.nspcc.org.uk/inform/research/briefings/abuseofchildreninresidentialcare_wda48221.html、

Christine Barter(2004)「Peer Violence in Children's Residential Care」、Palgrave Macmillan

Barter&Berridge(2010)「Children Behaving Badly?」、

橋本達昌(2014)「ある児童養護施設のイノベーション実践からの展望」、『地域連携による社会的養護システムの構築』、地方自治総合研究所、36-71

長谷川真人、堀場純矢(2005)「児童養護施設と子どもの生活問題」、三学出版

パメラ・M・イエイツ、デビッド・S・プレスコット(2013)「グッドライフ・モデル」、誠信書房

早樫一男(1998)「児童相談所における家族療法の活用」、『非行臨床の実践』、金剛出版、145-159

林英生(2015)「感染症と病原体」、『敵を知り、制圧・撲滅でなく、賢く共生!』、株式会社 クバプロ

”原佳央理(2014)「子ども虐待対応のための教育訓練実践モデル」、『修正デザイン・アンド・ディベロップメントを用いて』、

学術出版会(日本図書センター)、“

原田旬哉(2010)「児童養護施設からの提言 1 性的虐待への法的対応を求めます」、『季刊セクシュアリティ No. 48』、エイデル研究所、90-97

光岡征夫(2004)「4年間にわたる児童福祉施設への働きかけ」、『教護院『児童自立支援施設』と

- 集団事例コンサルテーション』、山梨英和大学、45-56
- 樋口純一郎()「『施設内暴力』における児童心理司の対応の実際」、『子どもと福祉 Vol. 4、明石書店、28-35
- 菱田理(2009)「児童養護施設と虐待を受けた子どもたち『総特集 被虐待児へのケアと支援』—看護師が、できる/すべき/知っておくべきこと』—『他施設における虐待の理解』、小児看護、620-625
- 藤岡淳子(2001)「非行少年の加害と被害」、誠信書房
- 藤岡淳子(2014)「非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用」、誠信書房
- 藤岡淳子(2006)「性暴力の理解と治療教育」、誠信書房
- 藤岡淳子(2016)「アディクションと加害者臨床」、『封印された感情と閉ざされた関係』、金剛出版
- STANLEY L. BRODSKY, PhD JOANNE J. TERRELL, BA, MSW(2011)「Testifying About Mitigation: When Social Workers and Other Mental Health Professionals Face Aggressive Cross-Examination」、『Journal of Forensic Social Work』、73-81
- W. ボーグ、R. ブロドリック、R. フラゴー、D. M. ケリー、D. L. アービン、J. バトラー(2003)「子どもの面接ガイドブック」、『虐待を聞く技術』、日本評論社
- 朴信也(2011)「暴力問題に対する組織的な取り組み『特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐる』—『児童養護施設の現場から』、子どもと福祉 Vol. 4、11～15
- 前野育三(1997)「少年非行における事実認定：非行事実と要保護性」、『非行事実の認定』、弘文堂、151-174
- 牧真吉(2011)「子どもの育ちをひらく『親と支援者ができる少しばかりのこと』」、明石書店
- 松原康雄(1996)「児童福祉法改正と児童家庭福祉体系の見直しをめぐる課題」、『社会福祉研究第 67 号』、鉄道弘済会、14-22
- Michael E. Lamb, Yael Orbach, Irit Hershkowitz, Phillip W. Esplin, and Dvora Horowitz(2008)「structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol」、Child Abuse Negl、1～21
- 森田ゆり(1999)「子どもと暴力」、岩波書店
- 守屋克彦(2006)「少年法の課題と展望 第2巻」、成文堂
- 山田不二子(2009)「子どもに対する性虐待の現状と初期対応」、『女性のライフステージと医療的課題』、日本医師会、900-904
- 八木修司・岡本正子(2012)「性的虐待を受けた子ども・性的問題行動を示す子どもへの支援」、明石書店
- 山本和郎(2000)「危機介入とコンサルテーション」、ミネルヴァ書房
- 吉野 りえ(2011)「児童養護施設における性暴力への取り組みと課題—ある施設の実践を通して

『特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって』 — 『児童養護施設の現場から』、『子どもと福祉 Vol. 4』、明石書店、22-27

吉村美由紀(2012)「児童養護施設における暴力の実態に関する考察：子ども間および子どもと職員間暴力の検討」、『福祉研究』、日本福祉大学社会福祉学会、47～57

吉村美由紀(2014)「子どもから職員への暴力の背景と対応過程に視点をおいて」、『児童養護施設における施設内暴力に関する研究』、名古屋芸術大学、383-398

吉村 美由紀(2014)「子どもから職員への暴力の背景と対応過程に視点をおいて」、『児童養護施設における施設内暴力に関する研究』、名古屋芸術大学、383-398

鎧塚理恵(2010)「児童養護施設における性教育 - 生活支援の中から、子ども間の施設内性的事故『性加害被害』を考える - 」、『季刊児童養護 第41巻2号』、全国児童養護施設協議会、33-36

RICHARD BECK(2015)「We Believe the Children: A Moral Panic in the 1980s」、PUBLICAFFAIRS
"Lucy Hopkins, Arathi Sriprakash(2016)「The 'Poor Child'

The cultural politics of education, development and childhood」、Routledge、210"

Levett-Jones・Bourgeois(2015)「The Clinical Placement」、CHURCHILL LIVINGSTONE

Roy Evans(2015)「Abuse and Violence Towards Young Children」、『Perspectives on research and policy』、Routledge

ロバート・A・ニーマイアー(2007)「喪失と悲嘆の心理療法」、金剛出版